

助成事業名	園芸産地競争力強化総合対策事業（強い農業づくり総合支援交付金）
-------	---------------------------------

国補・県単別	国補	分類	7-1
実施事業主体	市町村、農業団体、営農集団等		

県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2882
関係省庁名	農林水産省				

事業概要	県内園芸産地の競争力を強化するため、省力化・低コスト化のための大規模な出荷施設の整備や、先進的な技術を活用し収益性を向上させる栽培施設の整備などを支援し、本県の主力分野である園芸農業の更なる発展を目指す。	1 事業内容 農業者の組織する団体等が、産地の競争力を強化するために行う産地基幹施設等の導入に対し、国の「強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）」を活用して助成する。	留意事項	目標設定計画書の策定と、目標の達成度等を事後検証することが必要。	
	2 補助対象 産地基幹施設・機械等の整備 ・集出荷貯蔵施設 ・生産技術高度化施設 ・農産物加工処理施設 ・育苗施設 等			事例等	平成30年度実施市町村（1市） 君津市 生産技術高度化施設 2件
根拠法令等	強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱	3 採択条件 ・受益農業従事者が5名以上であること ・成果目標基準を満たしていること ・面積要件等を満たしていること ・総事業費が5千万円以上 ・費用対効果分析を行い、投資効果が1以上であること ・受益地の全てにおいて、実質化された人・農地プラン又は地域計画が策定されていること ・目標年度までに環境負荷低減等の取組に係る研修を受講し、関連するチェックシートを提出すること など	事例等		令和2年度実施市町村（一）
	申請時期・手続き等			2 事業計画申請・審査 3 割当内示・妥当性協議 4 交付申請・交付決定 5 6 7（翌年度事業希望調査） 8 9 10 11 12 1 2（翌年度予備協議） 3 実績報告書提出・竣工検査 4 事後評価・検証 5	補助基準等
補助率・額		1/2以内 等	備考	令和6年度実施市町村（一）	
				実施市町村等数（6年度）	—
				農林水産省関係の補助金が7つの交付金に統合されたことに伴い、補助金から交付金に変更（平成17年度～） ※補助要件に該当するもの市町村（ただし、浦安市を除く。）	

助成事業名	農産産地支援事業
-------	----------

国補・県単別	国補・県単	分類	7-2	県主管課	生産振興課	室等	農産班、水田農業対策室	内線	2887 2891
事業実施主体	市町村、農業協同組合、営農集団等			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	<p>本県の基幹作物である米や麦・大豆、落花生等の農産産地は、価格の低迷、産地間競争の激化、担い手の高齢化などにより衰退傾向にあることから、生産・流通コストの一層の低減、産地間競争の激化や担い手の高齢化などに対応した生産力強化が急務となっている。</p> <p>そこで、規模拡大による低コスト化、消費者や実需者から求められる農産品づくり等に取り組み営農組合等や、優良種子生産の推進に係る支援を行う。</p>			1 農産振興施設整備事業【国庫】 産地収益力の強化に向けた産地基幹施設の整備に対し支援する。 事業実施主体：農業者が組織する団体（受益農業従事者5名以上） 助成対象：産地基幹施設	留意事項	優良産地拡大支援型の面積要件は以下のとおり。	
	根拠法令等	<p>強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱、農産産地支援事業実施要領、同補助金交付要綱</p>				<p>稲：おおむね30(10)ha以上 麦：おおむね10(5)ha以上 大豆：おおむね10(1)ha以上 落花生：おおむね3(0.5)ha以上 茶：おおむね2ha以上 たばこ：おおむね10ha以上 括弧内は種子団地用の面積</p>	
申請時期・手続き等	4	実施計画協議 計画承認・内示 交付申請 交付決定	補助対象事業・補助基準等	2 優良産地拡大支援事業【県単】 (1) 種子・産地支援型 米（飼料用米含む）・麦・大豆・落花生などの産地支援及び優良種子の生産を担う種子生産組合を育成するため、必要な機械施設の整備を支援する。 ・事業実施主体： 営農組合、農協、認定農業者等 ・事業対象： 産地育成に必要な農業機械・施設等	事例等	令和4年度（8市町村） [種子・産地育成型] 4市 野田市、富里市、いすみ市、鴨川市 [スマート農業推進型] 6市町村 香取市、東庄町、長生村、いすみ市、鴨川市、南房総市	
	5					令和5年度（7市町村） [種子・産地育成型] 3市町 成田市、白子町、君津市 [スマート農業推進型] 4市町村 我孫子市、香取市、東庄町、長生村	
	6					令和6年度（8市町） [種子・産地育成型] 3市 匝瑳市、袖ヶ浦市 コンバイン 南房総市 穀類乾燥調製機械 [スマート農業推進型] 6市町 香取市、一宮町、山武市 農業用ドローン	
	7	(翌年度事業実施希望調査)					
	8	いすみ市 直進アシスト付トラクタ 市原市 自動操舵装置 匝瑳市 RTK 固定基地局 [輸出用米・米粉用米低コスト化支援型] 1町 一宮町 レーザーレベラー、直播用機械等					
9	実績報告 竣工検査 額の確定	(翌年度事業ヒアリング)	3 輸出用米・米粉用米低コスト化支援型 今後、需要増が見込まれる輸出用米及び米粉用米の作付拡大を図るため、生産の省力・低コスト化に必要な機械の導入を支援する。 ・事業実施主体： 営農集団、認定農業者 ・事業対象： 直播用作業機械、平均用機械、フレコンバッグ用計量ユニット等	備考	対象市町村等数 ※		
10					実施市町村等(令和6年度) 8		
11					※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、浦安市を除く。優良産地拡大支援事業にあつては、千葉市及び浦安市を除く。） ※優良産地拡大支援事業の採択に当たっては、受益農家3戸以上の共同利用及び種子生産に係る施設・機械を優先とする。		
12							
1			補助率・額				
2							
3							
4							
5							

助成事業名	「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
-------	-----------------------

国補・県単別	県単	分類	7-3
実施事業主体	生産組合、農協、認定農業者等		

県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2882
関係省庁名					

事業概要	県内園芸産地の生産力を強化・拡大するため、ハウス等の施設整備や省力化機械等の導入、老朽化した温室等の改修やスマート農業機器の導入に対し助成する。	1 事業内容 (1) 生産力強化支援型 ○園芸生産施設 パイプハウス（付帯施設を含む） 低コスト耐候性ハウス等（付帯施設を含む）、高設栽培施設、養液栽培施設、集出荷貯蔵施設、小型予冷庫、果樹棚、多目的防災網 等 ○省力機械等 土づくり機械、は種機、定植機、防除機、出荷調製・選果機械、ハウスの省エネ装置 等 (2) 園芸施設リフォーム支援型 ○園芸施設の改修及び省エネルギー型装置等の更新 ガラス温室、鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウスの改修（基礎、鋼材、フィルムの張替等） 省エネ装置等の更新(ハウス改修と一体整備に限る) かさ上げ工事 (3) スマート農業推進型 ○生産性向上を図るための機械・装置等 環境モニタリング装置、炭酸ガス施用装置、複合環境制御装置、自動換気システム、ドローン、自動運搬ロボット、気象観測装置 等 (パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費は補助対象外)	留意事項
	<p>「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱</p> <p>「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施要領</p>		
根拠法令等		補助対象事業・補助基準等	事例等
申請時期・手続き等	<p>4</p> <p>5 計画協議</p> <p>6 計画承認・補助金内示</p> <p>7 補助金交付決定 (翌年度事業希望調査)</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>1 実績報告</p> <p>2 (翌年度事業ヒアリング)</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>		
		補助率	備考
		<p>(1) 生産力強化支援型 [通常枠] 生産組合等 1/3以内 認定農業者等 1/4以内 [強化枠] 認定農業者 1/3以内</p> <p>(2) 園芸施設リフォーム支援型 認定農業者等 1/4以内</p> <p>(3) スマート農業推進型 認定農業者等 1/3以内</p>	<p>事業年度 令和6～8年度</p> <p>先進的かつ優良な担い手へ集中的に支援するため、内容をポイントで評価し、高いものから優先採択する。</p> <p>※補助要件に該当するもの市町村（ただし、千葉市、浦安市を除く。）</p>

助成事業名	果樹産地強靱化支援事業
-------	-------------

国補・県単別	県単	分類	7-4
実施事業主体	認定農業者等		

県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2872
関係省庁名					

事業目的・概要	強靱な果樹産地の構築を図るため、果樹農家が防災・減災のために実施する老朽化により防災効果の低下した多目的防災網の再整備に要する経費に対し助成する。	1 事業内容 果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備 ・果樹棚の支柱等の補修と併せた多目的防災網の張替えに要する経費 2 事業実施主体 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・果樹産地構造改革計画において担い手と定められた者	留意事項 ・自力施工に必要な資材費の購入経費等も対象とする。																												
	根拠法令等 果樹産地強靱化支援事業補助金交付要綱 果樹産地強靱化支援事業実施要領																														
請時期・手続き等	<table border="1"> <tr><td>4</td><td>事業ヒアリング</td></tr> <tr><td>5</td><td>計画協議</td></tr> <tr><td>6</td><td>計画承認・補助金内示</td></tr> <tr><td>7</td><td>補助金交付決定</td></tr> <tr><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>実績報告</td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td></tr> </table> <p>※スケジュールは変更の可能性がある。</p>	4	事業ヒアリング	5	計画協議	6	計画承認・補助金内示	7	補助金交付決定	8		9		10		11		12		1	実績報告	2		3		4		5		補助対象事業・補助基準等	事例等
	4	事業ヒアリング																													
5	計画協議																														
6	計画承認・補助金内示																														
7	補助金交付決定																														
8																															
9																															
10																															
11																															
12																															
1	実績報告																														
2																															
3																															
4																															
5																															
補助率・額	果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備 1 / 4 以内	<table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>実施市町村等数（6年度）</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>事業年度 令和7～9年度 ※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、浦安市を除く。）</p>	対象市町村等数	※	実施市町村等数（6年度）	-																									
対象市町村等数	※																														
実施市町村等数（6年度）	-																														

助成事業名	さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業
-------	---------------------

国補・県単別	県単	分類	7-5
実施事業主体	認定農業者、認定新規就農者、農協等		

県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2882
関係省庁名					

事業の目的・概要	国内外ともに需要が急拡大する一方で、全国的に供給が不足しているさつまいもについて、 1 健全苗の生産・供給体制の整備に係る支援 2 貯蔵庫整備に係る支援 を緊急かつ集中して実施し、生産・流通体制の強化を図る。	1 事業内容 (1) 健全苗の生産・供給体制の整備 ・基腐病に罹病していない健全で高品質な苗を安定的に生産・供給するために必要な育苗用パイプハウスの整備や育苗に必要な保温資材の導入を支援。 (2) 貯蔵庫整備 ・高単価時期の出荷に必要な定温貯蔵庫の整備、貯蔵に必要なコンテナの導入を支援。	留意事項																								
	根拠法令等			さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金交付要綱 さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業実施要領	2 事業実施主体 (1) 認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合等、市町村、公社、民間事業者 (2) 認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合等、公社	令和5年度実施市町村（6市町）※ ・育苗用パイプハウスの整備4,134㎡ ・定温貯蔵庫の整備1,509㎡ 令和6年度実施市町村（5市町）※ ・育苗用パイプハウスの整備4,659㎡ ・定温貯蔵庫の整備1,861㎡ ※R7.2.3現在の見込み																					
請時期・手続き等	<table border="1"> <tr><td>4</td><td>計画協議</td></tr> <tr><td>5</td><td>計画承認・補助金内示</td></tr> <tr><td>6</td><td>事業ヒアリング</td></tr> <tr><td>7</td><td>補助金交付決定</td></tr> <tr><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td rowspan="5">実績報告</td></tr> <tr><td>2</td></tr> <tr><td>3</td></tr> <tr><td>4</td></tr> <tr><td>5</td></tr> </table>	4	計画協議	5	計画承認・補助金内示	6	事業ヒアリング	7	補助金交付決定	8		9		10		11		12		1	実績報告	2	3	4	5	補助対象事業・補助基準等	事例等
4	計画協議																										
5	計画承認・補助金内示																										
6	事業ヒアリング																										
7	補助金交付決定																										
8																											
9																											
10																											
11																											
12																											
1	実績報告																										
2																											
3																											
4																											
5																											
		補助率・額	備考																								
		(1) 1/3以内 (2) 1/3以内 (貯蔵用コンテナは上限1,000千円、ただし、貯蔵庫整備と一体的な導入に限る)	事業年度 令和5年度～7年度 将来のさつまいも産地を支える先進的かつ優良な担い手へ緊急かつ集中して支援するため、内容をポイントで評価し、高いものから優先採択する。 ※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、浦安市を除く。）																								
			対象市町村等数 ※ 実施市町村等数（6年度） 5																								

助成事業名	千葉県園芸産地パワーアップ事業
-------	-----------------

国補・県単別	国補・その他	分類	7-6	県主管課	生産振興課	室	園芸振興室	内線	2882
事業実施主体	市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者団体、民間事業者、県農業再生協議会、地域農業再生協議会			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	野菜、果樹、花き等の園芸産地が創意工夫を生かし、国際競争力の強化を図るため、意欲ある農業者等が高収益な品目・栽培体系への転換に必要な大規模な栽培・出荷施設の整備や、省力化機械等の導入及びリース導入等に助成する。		1 事業内容 (1) 整備事業 ア 収益性向上対策 (7) 農産物処理加工施設 (イ) 集出荷貯蔵施設 (ウ) 生産技術高度化施設等、耕種（園芸）作物の整備 イ 生産基盤強化対策 (7) 農業用ハウス（生産技術高度化施設）の再整備・改修 (イ) 生産技術の継承・普及に向けた取組（栽培管理・労務管理等の技術実証） (2) 基金事業 ア 収益性向上対策 (7) 生産支援事業 ・農業機械等の導入及びリース導入 ・生産資材の導入、簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃 (イ) 効果増進事業 ・事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等 イ 生産基盤強化対策 (7) 農業用ハウス（パイプハウス）や果樹園・茶園の再整備・改修 (イ) 農業機械の再整備・改良 (ウ) 生産装置の継承・強化に向けた取組 (エ) 生産技術の継承、普及に向けた取組 (オ) 全国的な土づくりの展開（堆肥の実証的な活用に向けた取組等）	留意事項	○地域農業再生協議会は、産地パワーアップ計画」の作成が必須。 ○事業(1)、(2)ア(7)及びイの事業実施主体のうち、農業者、農業者団体、民間事業者は、「産地パワーアップ計画」に中心的経営体として位置づけられることが要件。 ○事業(2)アの取組のうち、リース方式等により導入する農業機械は、本体価格が50万円以上のものに限る。 ○事業(2)ア(7)について、パイプハウスの設置施工費は補助対象外。 ○事業(2)ア(イ)の事業実施主体は、県農業再生協議会、地域農業再生協議会に限る。 ○事業(1)イ(7)及び(2)イ(7)については、新規就農者又は担い手への譲渡又はこれらの者が譲渡を受けた後の営農開始を目的とする場合に限る。	
	根拠法令等	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱			事例等	令和元年度実施市町村（3市） 【整備事業】（2市）千葉市、館山市 【生産支援事業】（1市）山武市 令和2年度実施市町村（7市町） 【整備事業】（4市） 柏市、香取市、銚子市、九十九里町 【生産支援事業】（4市） 野田市、印西市、香取市、山武市 令和3年度実施市町村（1市） 【整備事業】（1市）千葉市 令和4年度実施市町村（—） 令和5年度実施市町村（2市町） 【整備事業】（1市）香取市 【生産支援事業】（2市町） 香取市、多古町 令和6年度実施市町村（1市）※ 【生産支援事業】（1市） 南房総市
申請時期・手続き等	4	(事業要望調査) 計画書等一式 ヒアリング 計画等根拠資料提出 ヒアリング後計画書等修正 国要望調査 計画承認申請 計画承認・割当内示 交付申請 交付決定 繰越手続き完了	補助対象事業・補助基準等	事例等	対象市町村等数	※
	1				実施市町村等数（6年度）	1
2	補助率等		1/2以内、定額	備考	※補助要件に該当するもの市町村（ただし、浦安市を除く。）	

助成事業名	千葉県農産産地パワーアップ事業
-------	-----------------

国補・県単別	国補・その他	分類	7-7
事業実施主体	市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者団体、民間事業者、県農業再生協議会、地域農業再生協議会		

県主管課	生産振興課	室	水田農業対策室	内線	2980
関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	水田、畑作等の産地が創意工夫を生かし、国際競争力の強化を図るため、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換に必要な大規模な栽培・出荷施設の整備や、省力化機械等のリース経費などに助成する。		1 事業内容 (1)整備事業 ①育苗施設 ②乾燥調製施設 ③穀類乾燥調製貯蔵施設 ④農産物処理加工施設 ⑤集出荷貯蔵施設 ⑥産地管理施設 ⑦用土等供給施設 ⑧被害防止施設 ⑨農業廃棄物処理施設 ⑩生産技術高度化施設 ⑪種子種苗生産関連施設 ⑫有機物処理・利用施設 (2)生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等 (ア)高収益作物、栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費(パイプ、被覆資材、ベンチ等の資材費) (イ)簡易な補助暗きよ、明きよの施工等に要する経費 (3)効果増進事業 ア 計画策定等に要する経費(旅費、報償費、需用費、使用料賃借料) イ 技術実証に要する経費 (ア)農業機械等のリース導入及びレンタル導入 (イ)事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費	留意事項 ○地域農業再生協議会は、産地パワーアップ計画」の作成が必須。 ○事業(1)及び(2)の事業実施主体のうち、農業者、農業者団体、民間事業者については、「産地パワーアップ計画」に中心的経営体として位置づけられることが要件。 ○事業(2)ア及び(3)イ(ア)のリース方式等による農業機械は、本体価格が50万円以上のものに限る。 ○事業(2)イ(ア)については、施工費は補助対象外。 ○事業(2)イ(イ)については、作業労賃も補助対象。 ○事業(3)の事業実施主体は、県農業再生協議会、地域農業再生協議会に限る。
	根拠法令等	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱		
申請時期・手続き等	4	事業計画申請・審査	補助率・額	事例等 令和4年度(3市) [整備事業]1市 鴨川市 乾燥調製施設 [生産支援事業]2市 東金市 コンバイン、トラクタ、自動操舵システム等 南房総市 コンバイン 令和5年度(4市) [整備事業]4市 柏市、君津市、香取市、山武市 乾燥調製施設 [生産支援事業]3市 柏市 トラクター 香取市 トラクター、コンバイン等 山武市 トラクター、田植機等 令和6年度(2市) [生産支援事業]2市 南房総市、鴨川市 コンバイン等
	5	交付申請		
	6	交付決定		
	7	助成金請求 確認検査 助成金支払		
	8			
9				
10	実施状況報告	(1)整備事業 1/2以内	備考 ※補助要件に該当するもの 市町村(ただし、浦安市を除く。)	
11		(2)生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 本体価格の1/2以内		
12		イ 生産資材の導入等 1/2以内		
1		(3)効果増進事業 定額(1/2相当)		
2				
3		対象市町村等数	※	
4		実施市町村等数(6年度)	2	

助成事業名	ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業
-------	-------------------

国補・県単別	県単	分類	7-8	県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2871
事業実施主体	市町村			関係省庁名					

事業の目的・概要	イヌマキは、県の木であり植木産業にとって重要な樹種である。しかし、イヌマキを加害するケブカトラカミキリの被害が、生産ほ場に加え一般住宅や公共施設等の垣根、庭園樹等でも確認されている。そこで、イヌマキを保護し、生産者の経済的被害を最低限に食い止めるために本事業を実施する。			1 事業内容 (1) 薬剤散布 本害虫の被害を受けている、若しくは受けていることが疑われる樹木について薬剤を散布する。 (2) その他知事が特に必要と認める駆除対策 上記の(1)以外に特に必要と認められるもの。	留意事項 事業実施主体は、本害虫の被害拡大の防止を目的とした団体に属している市町村とする。	
	根拠法令等	ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業実施要綱 ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業実施要領	補助対象事業・補助基準等			事例等
申請時期・手続き等	4	計画協議・承認 補助金内示 補助金交付決定 (翌年度事業希望調査)	補助率・額	1 / 2 以内	備考 ※対象市町村等数の内訳 「ケブカトラカミキリ対策協議会」に参加している市町村 旭市、東金市、香取市、匝瑳市、山武市、芝山町、多古町、横芝光町	
	5					
	6					
	7					
	8	実施報告 確認検査				平成29年度実施市町村(1市1町) 匝瑳市 1,040本、横芝光町 405本
	9					平成30年度実施市町村(1市) 匝瑳市 1,000本
	10					令和元年度実施市町村(1市) 匝瑳市 980本
	11					令和2年度実施市町村(1市) 匝瑳市 1,000本
	12					令和3年度実施市町村(1市) 匝瑳市 1,000本
	1					令和4年度実施市町村(1市) 匝瑳市 1,000本
2	令和5年度実施市町村(1市) 匝瑳市 1,000本					
3	令和6年度実施市町村(1市) 匝瑳市 1,000本					
4	対象市町村等数	8 (※)				
5	実施市町村等数(6年度)	1				

助成事業名	園芸産地における事業継続強化対策補助金
-------	---------------------

国補・県単別	国補	分類	7-9
実施事業主体	市町村、農業団体、営農集団等		

県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2882
関係省庁名	農林水産省				

事業概要	近年多発している台風・大雪等による農業用ハウスの災害被害対策を地域単位の構築するために県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」に基づき、災害対策マニュアルの作成や講習会の開催、農業用ハウスの補強などに助成し、災害被害防止対策の円滑かつ網羅的な推進を図る。	補助対象事業・補助基準等	1 事業内容 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 ア 取組主体：市町村 イ 補助対象：講習会の開催や協力体制の構築によるハウス復旧の実証取組等に必要経費 (2) 既存ハウスへの被害防止対策 ア 取組主体：市町村等 イ 補助対象： ハウス本体の補強、防風ネットの資材導入・設置にかかる費用、融雪装置、非常用電源の導入にかかる費用	留意事項	○本事業は令和2年12月に閣議決定された「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられており、実施期間は令和7年度末までとされている。 ○事業に取り組む場合、対象ハウスは、あらかじめ県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」の要対策面積に位置づけられていることが必要。
	根拠法令等		2 採択条件 ・県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」に位置づけられた取組であること ・産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。 ・「園芸産地における事業継続計画(案)」を策定すること ・補強等を行う対象施設は園芸施設共済又は民間保険に加入すること など		令和6年度実施市町村（1市町村） ・農業用ハウスの補強 3,400㎡
申請時期・手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 事業計画申請・審査 4 交付申請 5 交付決定 6 前年度の実施状況報告 7 8 9 10 11 12 1 実績報告書提出・確認検査 2 事後評価・検証 3 	補助率・額	(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 定額 (2) 既存ハウスへの被害防止対策 1/2以内	事例等	対象市町村等数 ※
					実施市町村等数(6年度) 1
				備考	※補助要件に該当するもの市町村（ただし浦安市を除く。）

助成事業名	千葉の農林水産物輸出促進事業
-------	----------------

国補・県単別	県単	分類	7-10	県主管課	販売輸出戦略課	室	輸出支援室	内線	3086
事業実施主体	市町村、営農組織等			関係省庁名					

事業の目的・概要	県産農林水産物の輸出促進を図るため、輸出にチャレンジする生産者団体等が行う海外でのマーケット調査や販売促進活動、試験輸出等の取組や、海外へ輸出する際に必要な施設・機械等の整備を支援する。			留意事項					
	根拠法令等								
申請時期・手続き等	4	公募（4月）	補助対象事業・補助基準等	<p>1. 事業対象経費</p> <p>(1) 千葉の農林水産物輸出支援事業（ソフト支援）</p> <p>①海外輸出環境調査 海外での需要、消費動向等の調査</p> <p>②海外輸出生産体制整備 輸出に向けた新しい品目、品種、技術等の導入試験等による生産体制の整備</p> <p>③海外輸出環境整備 輸出に向けた試験輸出、商品開発、出荷方法の改善及び技術試験等による出荷環境整備</p> <p>④海外販売促進活動 海外における販売や広報等の販売促進活動</p> <p>⑤その他 知事が特に適当と認める活動等</p> <p>(2) 千葉の農林水産物輸出環境整備事業（ハード支援） 海外販路の開拓、定着化に向けて、国内または海外で必要となる施設・機械等の整備</p> <p>2. 基準 本県産の農産物、林産物、畜産物、水産物、植木及び農林畜産水産加工品（本県産農林畜産水産物を使用）</p>	事例等	令和2年度実施市町村 実施なし			
	5	公募締切・審査（4月）				令和3年度実施市町村 実施なし			
	6	計画承認・内示、交付決定				令和4年度実施市町村 実施なし			
	7					令和5年度実施市町村 成田市			
	8					令和6年度実施市町村 成田市			
9					【事業の実施事例】	<ul style="list-style-type: none"> 海外における見本市出展を通じたプロモーション活動の実施 海外における販売促進フェアの実施 新たな輸出先国の開拓に向けた、現地マーケット調査及び商談の実施 海外向け商品販売に係るパッケージ開発 海外への輸出販路開拓に向けた試験輸出 輸出向け農産物・商品の品質保持改善につながる専用保冷庫や包装機材の設置 			
10					対象市町村等数	54			
11					実施市町村等数（6年度）	1			
12									
1									
2									
3		実績報告、確認検査額の確定	補助率・額	1/2以内	備考	※補助要件に該当するもの			
4									
5									

助成事業名	千葉県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
-------	------------------------------

国補・県単別	国補	分類	7-11	県主管課	販売輸出戦略課	室	輸出支援室	内線	3086
事業実施主体	法人、地方公共団体、適当と認められるもの			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、政府機関が定める輸入条件への対応等及び輸出向け認証取得への対応に必要な施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援する。		補助対象事業	<p>[交付の対象]</p> <p>(1) 施設等整備事業 政府機関が定める輸入条件への対応及び輸出向け認証取得への対応に必要な施設や機器の整備</p> <p>(2) 効果促進事業 効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費</p> <p>[事業実施主体] 法人、地方公共団体、適当と認められるもの</p> <p>[主な採択基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。 交付対象事業費に充てるために金融機関またはその他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費※の10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること。 事業実施主体において HACCP チームが編成されていること。なお、チームメンバーには HACCP 研修受講者を必ず含むこと（本事業により輸出拡大に取り組む品目が食品の場合に限る）。 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目（製品）について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。 これまでに本事業又は類似事業（HACCP 対応のための施設改修等支援事業等）を実施した者にとっては、認定・認証を取得済であること（取得予定であった場合）、かつ、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること（原料調達難等の場合であって、一定の要件を満たす場合はこの限りではない）。 その他、ハード事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財務状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと。 輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること等 	留意事項	令和2年度実施市町村 実施なし	
	根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金交付要綱 千葉県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業実施要綱 				令和3年度実施市町村 実施なし	
申請時期・手続き等	4	要望調査（前年度1月頃）	補助基準等	事例等	令和4年度実施市町村 実施なし		
	5	計画承認申請 計画承認・内示 交付申請・交付決定			令和5年度実施市町村 実施なし		
	6				令和6年度実施市町村 実施なし		
	7				対象市町村等数 54		
	8				実施市町村等数（6年度） —		
9	1	遂行状況報告	補助率・額	備考	事業費の1/2以内		
10	2	実績報告、確認検査額の確定			1事業当たりの補助金額		
11	3				・5億円以内（下限250万円） ※国補正予算		
12	4				・1億円以内（下限なし） ※国当初予算		
1	5				※国補正予算第2回募集及び国当初予算の場合。		

助成事業名	新規就農者育成総合対策
-------	-------------

国補・県単別	国補	分類	7-12	県主管課	担い手支援課	室	就農支援班	内線	2904
事業実施主体	市町村			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入（経営発展支援事業）、農業教育機関等の農業教育の高度化（農業教育高度化事業）、地域の関係機関による誘致体制の整備（農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業）、就農に向けた研修資金、経営開始資金を交付する。			1 経営発展支援事業 令和6、7年度に経営を開始し、49歳以下で就農した認定新規就農者が、融資を受けて導入する農業機械や施設の取得等を補助する。	留意事項	1、2の交付主体は市町村 3の交付主体は県又は市町村 4の事業主体は市町村、協議会等 5の事業主体は農業大学校、農業高校市町村等	
	根拠法令等	補助対象事業・補助基準等				2 経営開始資金 49歳以下で就農した認定新規就農者に対して、経営が不安定な就農直後の所得を確保するための資金を交付する。	事例等
時期・手続き等	4	補助金内示 補助金交付決定 補助金交付	7	3 就農準備資金 県が認定した研修機関等で1年以上研修を受け、49歳以下で就農する者に対し、資金を交付。	備考	対象市町村等数 ※	
	5			4 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 ①新規就農者の誘致体制の整備 ②研修農場の整備		実施市町村等数（6年度） 40	
	6		8	5 農業教育高度化事業 農業教育機関等の農業教育の高度化・充実、先進的な教育・研修モデルの創出等のための取組を支援		※補助要件に該当するもの市町村（ただし、浦安市を除く。）	
	7		9			R7 概算決定の内容。内容については今後変更の可能性あり。	
	8		10				
	9		11				
	10		12				
	11		1				
	12		2				
	1		3				
	2		4				
	3		5				
	4						
	5						

助成事業名	経営体育成支援事業（うち融資主体支援タイプ、地域農業構造転換支援タイプ）
-------	--------------------------------------

国補・県単別	国補・県単	分類	7-13
事業実施主体	市町村		

県主管課	担い手支援課	室等	経営体育成班	内線	2905
関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要となる農業用機械・施設の導入を支援するとともに、農地引受力の向上等に必要となる農業用機械・施設の導入及び農業機械のリース導入を支援する。		1 補助対象事業 農業用機械や施設の取得・改良等（地域農業構造転換支援タイプ〔以下、構造転換タイプ〕）では、農業用機械のリース導入も対象） 2 事業実施地区 地域計画が策定されている地域（構造転換タイプは、将来像が明確化された地域計画〔目標集積率が8割以上等〕である必要あり） 3 助成対象者 地域計画の目標地区に位置付けられた者 ただし、新規就農者にあつては「認定新規就農者」又は「認定農業者」に限る 4 基準 (1) 購入 ア 融資を受けて導入するもの（構造転換タイプの場合は融資の活用は必須ではない） イ 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの ウ 価額が50万円以上のもの等 (2) リース導入 ア リース期間は3年以上 イ リース期間終了後、成果目標から更に事業実施地区内で経営面積を3割以上又は10ha以上拡大することが地域計画で確認できること 等	留意事項	国事業名 農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ、地域農業構造転換支援タイプ）	
	根拠法令等	担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱、農地利用効率化等支援交付金実施要綱 千葉県担い手確保・経営強化支援事業補助金等交付要綱・千葉県経営体育成支援事業実施要領			補助対象事業・補助基準等	令和4年度実施市町村（3市1町） 東金市、山武市、大網白里市、一宮町 令和5年度実施市町村 （3市2町1村） 旭市、匝瑳市、鴨川市、白子町、栄町、長生村 令和6年度実施市町村（4市） 富里市、匝瑳市、山武市、南房総市
申請時期・手続き等	4	計画協議 (次年度の事前要望調査) 計画承認・補助金内示 交付申請 補助金交付決定		事例等		
	5					
	6					
7						
8					対象市町村等数	※
9					実施市町村等数（6年度）	4
10				備考	※補助要件に該当するもの市町村（ただし、浦安市を除く。）	
11						
12						
1		実績報告 (市町村から助成対象者への支払は3月末日までに行う)	補助率・額		1 融資主体支援タイプ 補助率 3/10以内 補助金上限 300万円 (目標年度の経営面積が一定の基準〔水田作等は20ha等〕以上となる場合の上限額は600万円)	
2	2 地域農業構造転換支援タイプ 補助率 3/10以内 (リース導入の場合はリース物件購入価格×3/7) 補助金上限 1,500万円					
3						

助成事業名	農業経営多角化支援事業
-------	-------------

国補・県単別	県単	分類	7-14	県主管課	担い手支援課	室等	経営体育成班	内線	2905
実施事業主体	農業者及び農業者団体等 (認定農業者に限る。)			関係省庁名					

事業の目的・概要	農業者の所得向上を図るため、他の農業者や商工業者等と連携して行う経営多角化の取組に必要な加工機械・施設等の整備を支援する。	補助対象事業・補助基準等	[事業対象] 加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる加工機械・施設等の整備に必要な経費	留意事項	
	根拠法令等		[事業主体] 農業者、農地所有適格法人及び農業者が組織する団体等 (認定農業者に限る。ただし、農業者が組織する団体等においては、団体もしくは構成員の1戸以上が認定農業者であること)。		
申請時期・手続き等	農業経営多角化支援事業補助金交付要綱 農業経営多角化支援事業実施要領 農業経営多角化支援事業実施基準	補助基準等	[要件] ・交付決定の時点で有効な六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けていること。もしくは、千葉県農山漁村発イノベーションサポートセンター（千葉県6次産業化サポートセンター）の支援を受け、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領で定める経営改善戦略を作成していること。 ・六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画、もしくは農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーションサポート対策）実施要領で定める経営改善戦略に基づく取組であること。	事例等	令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村（2市） 鎌ヶ谷市、大網白里市 令和6年度実施市町村（3市） 柏市、香取市、館山市
	4 計画協議 5 計画承認・補助金内示 6 補助金交付決定 7 (次年度の要望調査①) 8 9 10 11 12 1 実績報告 2 (次年度の要望調査②) 3 額の確定 4 補助金精算払い 5		補助率・額		
					※補助要件に該当するもの市町村（ただし、千葉市、浦安市を除く。）

助成事業名	農業雇用労働力対策就業環境整備事業
-------	-------------------

国補・県単別	県単	分類	7-15
事業実施主体	認定農業者（法人、個人）		

県主管課	担い手支援課	室	経営体育成班	内線	2905
関係省庁名					

事業の目的・概要	<p>本県農業の維持・拡大を図るため農業従事者の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>農業法人等が新たに高齢者・女性・障害者等（以下「高齢者等」という。）の多様な人材を雇用する際に、被雇用者が安心して農作業に取り組むため、休憩施設、更衣室など、就業環境の改善を目的とする施設や、被雇用者の居住施設を整備する際に要する経費を支援する。</p>	補助対象事業・補助基準等	<p>[助成対象]</p> <p>新たに高齢者等を雇用することを前提に、次の施設を整備する際に要する経費</p> <p>1. 就業環境改善施設</p> <p>ア 休憩施設</p> <p>イ 更衣室</p> <p>ウ トイレ</p> <p>エ シャワー施設</p> <p>オ バリアフリー施設</p> <p>2. 居住施設</p>	留意事項	<p>市町村を経由するため、市町村の予算措置が必要</p>
	<p>根拠法令等</p> <p>農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付要綱</p> <p>農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施要領</p>		<p>[事業主体]</p> <p>認定農業者（法人、個人）</p> <p>[要件]</p> <p>事業実施主体が、事業完了後3年以内に新たに高齢者等を雇用する見込みがあること</p>		<p>令和4年度実施市町村（1市）</p> <p>旭市</p> <p>令和5年度実施市町村（2市）</p> <p>南房総市、旭市</p> <p>令和6年度実施市町村（7市町）</p> <p>鎌ヶ谷市、多古町、旭市、大網白里市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市</p>
申請時期・手続き等	<p>4 計画協議</p> <p>5 計画承認・補助金内示</p> <p>6 補助金交付決定</p> <p>7 (次年度の要望調査①)</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p>	補助率・額	<p>法人1/3以内</p> <p>(個人は1/4以内)</p> <p>補助金の上限</p> <p>就業環境改善施設 500千円</p> <p>居住施設 3,000千円</p>	備考	<p>対象市町村等数 ※</p> <p>実施市町村等数（6年度） 7</p>
	<p>1</p> <p>2 実績報告</p> <p>(次年度の要望調査②)</p> <p>3 額の確定</p> <p>補助金精算払い</p> <p>4</p> <p>5</p>		<p>※補助要件に該当するもの</p> <p>市町村（ただし、千葉市を除く。）</p>		

助成事業名	農山漁村発イノベーション支援事業
-------	------------------

国補・県単別	国補	分類	7-16	県主管課	農地・農村振興課	室等	農山漁村発イノベーション班	内線
事業実施主体	都道府県・市町村・民間団体等			関係省庁名	農林水産省			

事業の目的・概要	農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。		1. 支援体制整備事業 市町村で6次産業化・地産地消推進協議会※1（以下「市町村協議会」という。）を設置し、農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略を策定する取組に支援する。 [事業実施主体] 市町村 [採択要件] ・6次産業化等に関する戦略を策定すること	留意事項
	根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）推進支援事業実施要領実施要領 千葉県農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）整備事業実施要領実施要領 千葉県農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）交付等要綱 		
申請時期・手続き等	4	要望調査（前年度2月）	対象事業・補助等	事例等
	5	妥当性協議、計画承認内示、交付決定		
	6	事業実施状況の報告		
	7			
	8			
9				
10	遂行状況報告	補助率・額	備考	
11	実績報告、確認検査額の確定			
12				
1				
2				
3	1：定額 2：事業費の1/2以内。一部事業メニューは定額。（上限500万円） 3：事業費の3/10以内。ただし、中山間ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」、農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略に基づいて行う場合、障害者等の雇用を行う場合は事業費の1/2以内。（上限1億円）	対象市町村等数	54	
4		実施市町村等数（6年度）	—	
5		※1：6次産業化・地産地消協議会とは行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成し、農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略を策定する ※2：事業実施の前年度までに、「総合化事業計画」又は、「農商工等連携事業計画」の認定を受けていること		

助成事業名	団体営水利施設等整備事業
-------	--------------

国補・県単別	国補	分類	7-17
実施事業主体	都道府県・市町村・農業者の組織する団体（土地改良区、農業協同組合等）		

県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2858
関係省庁名	農林水産省（関東農政局 農村振興部 農地整備課） （関東農政局 農村振興部 水利整備課）				

事業の目的・概要	担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境と整える必要がある。 地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図り、もって農業競争力の強化を図る。	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	<ポイント> 1 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する農用地区域であること。 2 農業競争力強化に向けた取組方針等を定めた農業基盤整備計画を策定すること。 <事業内容> 1 農業基盤整備促進事業 ①きめ細かな基盤整備 ②整備済み農地の簡易な整備 2 水利施設等保全高度化事業(簡易整備型) ①農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ②管理省力化のための農業用排水施設の整備 3 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ①長寿命化対策 ②防災減災対策 <実施要件> 1 1地区あたり200万円以上 2 受益者数2人以上 3 受益面積5ha以上(上欄1、2) 4 国営造成施設と一体となる施設又は国庫補助事業によって造成された施設(上欄3) ※国から事業主体へ県を経由した間接交付となる。	留 意 事 項	国の事業再編、新規事業により、平成30年度から下記3事業(国事業名)で実施可能となった。 ・農業基盤整備促進事業 ・水利施設等保全高度化事業(簡易整備型) ・農業水路等長寿命化・防災減災事業	
	根拠法令等		・農業競争力強化農地整備事業実施要綱及び実施要領 ・水利施設等保全高度化事業実施要綱及び実施要領 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱及び実施要領 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱 ・土地改良事業関係補助金等交付要綱 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ほか		令和4年度実施市町村等 市町村 7地区 土地改良区 16地区 令和5年度実施市町村等 市町村 8地区 土地改良区 13地区 令和6年度実施市町村等 市町村 8地区 土地改良区 17地区	対 象 市 町 村 等 数
申請時期・手続き等	・採択申請(要綱参照)(農業基盤整備促進事業、水利施設等保全高度化事業(簡易整備型)は採択前年度の11月末日までに提出) 4月 (採択通知) 5月 (割当内示) ・補助金交付申請書の提出 6月 (補助金交付決定) 7月 ・第1四半期遂行状況報告 8月 9月 10月 ・第2四半期遂行状況報告 11月 12月 1月 ・第3四半期遂行状況報告 2月 3月 ・実績報告書の提出(※事業完了から1ヶ月又は4月10日のいずれか早い期日) 4月 ・事業達成状況報告書の提出 5月 (※実施要綱参照)	補 助 率 ・ 額	1 農業基盤整備促進事業 上欄①：定率助成 国:50% (※特定農山村等:55%) 県:14% 上欄②：定額助成(※事業種類により異なる) 2 水利施設等保全高度化事業(簡易整備型) 定率助成 国:50% (※特定農山村等:55%) 県:14% 3 農業水路等長寿命化・防災減災事業 上欄①：定率助成 国:50% (※特定農山村等:55%) 県:14% 上欄②：定率助成 国:50% (※特定農山村等:55%) 県:14%~42% (※事業種類により異なる)	備 考	一般補助施設整備等事業債充当可能(地方負担額の75%) ※補助要件に該当するもの 市町村(ただし、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市を除く。)、土地改良区、農業協同組合等	
				実施市町村等数(6年度)	18	

助成事業名	畑作等促進整備事業
-------	-----------

国補・県単別	国補	分類	7-18
実施事業主体	都道府県・市町村・農業者の組織する団体（土地改良区、農業協同組合等）		

県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2858
関係省庁名	農林水産省（関東農政局 農村振興部 水利整備課）				

事業の目的・概要	国内外の需要の変化に対応しつつ安定的に農産物を生産・供給できる農業構造の確立及び食料安全保障の強化の実現に向け、畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するため、水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援し、もって農業競争力及び食糧安全保障の強化を図ることを目的とする。	補助対象事業基準等	<p><ポイント></p> <p>1 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する農用地区域であること。</p> <p>2 畑作物・園芸作物の生産拡大等に向けた取組方針等を定めた畑作等促進整備計画を策定すること。</p> <p><事業内容></p> <p>① 定額助成 （ハード事業：田・畑の区画拡大、暗渠排水、湧水処理等）</p> <p>② 定額助成 （ソフト事業：条件改善推進費、高収益作物転換推進費、新植・改植支援等）</p> <p>③ 定率助成 （ハードまたはソフト事業：農業用排水施設、暗渠排水、区画整理等）</p> <p><実施要件></p> <p>1 畑作等促進整備計画を作成していること</p> <p>2 1地区あたり200万円以上</p> <p>3 受益者数2者以上</p> <p>4 事業実施後は受益地内の全ての農地で水稲以外の作物を作付けすること</p> <p>※国から事業主体へ県を経由した間接交付となる。</p>	留意事項	<p>令和6年度実施市町村 実施なし</p>
	根拠法令等				
申請時期・手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 採択申請（要綱参照）（採択前年度の指定された日までに提出） 4月（採択通知） 5月（割当内示） 6月（補助金交付申請書の提出） 6月（補助金交付決定） 7月 8月（第1四半期遂行状況報告） 9月 10月（第2四半期遂行状況報告） 11月 12月 1月（第3四半期遂行状況報告） 2月 3月（実績報告書の提出） 4月（※事業完了から1ヶ月又は4月10日のいずれか早い期日） 5月（事業達成状況報告書の提出） 5月（※実施要綱参照） 	<p>補助率・額</p> <p>上欄①：定額助成 事業種類により異なる</p> <p>上欄②：定額助成 事業種類により異なる</p> <p>上欄③：定率助成 国：50%（※特定農山村等：55%） 県：14%～15% （※事業種類により異なる）</p>	<p>事例等</p> <p>対象市町村等数 ※</p> <p>実施市町村等数（6年度） -</p>	<p>備考</p> <p>※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市を除く。）、土地改良区、農業協同組合等</p>	

助成事業名	農業集落排水事業
-------	----------

国補・県単別	国 補	分類	7-19
実施事業主体	市町村		

県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2858
関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	<p>1 農業集落排水施設整備 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図るため、し尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する。</p> <p>2 機能診断及び最適整備構想策定 老朽化した農業集落排水施設の劣化状況を調査し、劣化度に応じて修繕や更新の組み合わせにより最適な整備構想を策定する。</p> <p>3 調査・計画策定 農業集落排水施設の整備又は改築の施行に必要な調査及び計画の策定。</p>	補助対象事業・補助基準等	<p>1 農業集落排水施設整備 汚水、汚泥又は雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設 (1) 受益戸数がおおむね20戸以上末端2戸以上の施設 (2) 汚水処理施設は、原則として処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模 (3) 処理対象は、農業集落における、し尿、生活雑排水等で重金属等の有害物質を含む恐れのある工場廃水等は含まない。</p> <p>2 機能診断及び最適整備構想策定 (1) 既存施設を有効活用するものであり、施設機能の向上を主な目的としないもの。 (2) 当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。</p>	留意事項	<p>他の類似施設との整備地域の調整が必要である。 処理対象人口が1,000人以上は、下水道部局との協議が必要である。</p>	
	<p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 農山漁村地域整備交付金実施要綱及び実施要領 農山漁村地域整備交付金交付要綱 農村整備事業実施要綱及び実施要領 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱及び交付要領 土地改良事業関係補助金交付要綱 <p>申請時期・手続き等</p> <ul style="list-style-type: none"> 採択申請（要綱参照）（農村整備事業）は採択前年度の10月末日までに提出） 4 予算内示通知 5 補助金交付申請 交付決定通知、翌年度概算要求 6 7 8 翌年度予算要求 9 10 11 12 1 翌年度予算成立 当年度実績報告 2 3 4 5 		<p>事例等</p> <p>令和4年度実施市町村 千葉県、茂原市、香取市、一宮町、袖ヶ浦市</p> <p>令和5年度実施市町村 千葉県、茂原市、東金市、袖ヶ浦市、香取市、一宮町</p> <p>令和6年度実施市町村 千葉県、茂原市、東金市、香取市、一宮町</p>		<table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>実施市町村等数（6年度）</td> <td>5</td> </tr> </table>	対象市町村等数
対象市町村等数	※					
実施市町村等数（6年度）	5					
補助率・額	<p>1 農業集落排水施設整備 国 50% 県 10%</p> <p>2 機能診断及び最適整備構想策定 国 定額</p> <p>3 調査・計画策定 国 50% 県 10%</p> <p>※千葉県のみ 国 50% 県 0%</p>	備考	<p>下水道事業債 充当率90%</p> <p>※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市を除く。）</p>			

助成事業名	多面的機能支払交付金事業
-------	--------------

国補・県単別	国補	分類	7-20
実施事業主体	地域協議会、活動組織等		

県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2858
関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等で構成される活動組織が行う地域資源（農地、水路、農道等）の管理などの保全管理活動及び地域住民を含む多様な主体により行われる地域資源の質的向上を図る活動に対して支援する。 また、農業の構造変化に対応した地域資源の保全管理について構想を作成する。	補助対象事業・補助基準等	1 農地維持支払 農業者等で構成される組織が行う、農地・水路等の草刈や泥上げなどの基礎的保全活動や、農村の構造変化に対応した体制拡充・強化、保全管理構想の作成に対して支援する。	留意事項	活動組織の要件は以下のとおり ① 代表者の定めがあること ② 農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）は、農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される組織。 資源向上支払（共同）は、農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される組織。 ③ 意思決定方法等を明確にした規約の制定や、事業目的や実施計画等を定め市町村から認定を受ける。																												
	根拠法令等		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律		2 資源向上支払 （1）地域資源の質的向上を図る共同活動 施設の軽微な補修や景観形成などの農村環境保全活動、または多面的機能の増進を図る活動に対して支援する。 （2）施設の長寿命化のための活動 農地周りの水路や農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等を支援する。	令和4年度実績 実施地区数 1 農地維持支払 549 地区 2 資源向上支払 (1)共同活動 411 地区 (2)長寿命化 242 地区 令和5年度実績 実施地区数 1 農地維持支払 546 地区 2 資源向上支払 (1)共同活動 405 地区 (2)長寿命化 244 地区 令和6年度実績 実施地区数 1 農地維持支払 547 地区 2 資源向上支払 (1)共同活動 402 地区 (2)長寿命化 235 地区																											
申請時期・手続き等	<table border="1"> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>申請（活動組織→市町村）</td></tr> <tr><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>確認検査</td></tr> <tr><td>3</td><td>実績報告</td></tr> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>活動状況報告</td></tr> </table>	4		5		6	申請（活動組織→市町村）	7		8		9		10		11		12		1		2	確認検査	3	実績報告	4		5	活動状況報告	補助率・額	1 交付率 国50%、県25%、市町村25% 2 主な交付単価 (1) 農地維持支払 田 3,000円/10a, 畑 2,000円/10a (2) 資源向上支払 ア 共同活動 田 2,400円/10a, 畑 1,440円/10a ※活動期間が5年を経過した組織、資源向上支払（長寿命化）を実施する組織は75%の単価となる。 イ 長寿命化 田 4,400円/10a, 畑 2,000円/10a 直営施行を実施しない場合5/6 別に定める要件を満たさない場合、当該金額または集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額。	事例等	対象市町村等数 48※ 実施市町村等数（6年度） 45※
4																																	
5																																	
6	申請（活動組織→市町村）																																
7																																	
8																																	
9																																	
10																																	
11																																	
12																																	
1																																	
2	確認検査																																
3	実績報告																																
4																																	
5	活動状況報告																																
				備考	※補助要件に該当するもの 農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される活動組織等																												

助成事業名	中山間地域等直接支払交付金事業
-------	-----------------

国補・県単別	国補	分類	7-21	県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2858
事業実施主体	農業者の組織する団体等			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	耕作放棄地の増加等により農業・農村の有する多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する。			補助対象事業・補助基準等	【対象地域】 地域振興8法等指定地域、棚田地域振興法に係る指定棚田地域及び知事が定める特認地域	留意事項
	根拠法令等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律			【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年間農業生産活動等を継続する農業者等	
申請時期・手続き等	4	5	6	補助率・額	【対象活動】 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付。	事例等
	7	8	9		【協定に定める事項】 ① 農業生産活動等を継続するための活動（必須） ② 体制整備のための前向きな取組 他	
	10	11	12		令和4年度実施市町村等 (13市町) 123協定で実施	
	1	2	3		令和5年度実施市町村等 (13市町) 122協定で実施	
	4	5			令和6年度実施市町村等 (13市町) 124協定で実施	
					対象市町村等数	32
					実施市町村等数(6年度)	13
					平成27年度から平成31年度まで第4期対策 令和2年度から令和6年度まで第5期対策 ※実施市町村 館山市、木更津市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、いすみ市、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	備考

助成事業名	イノシシ等有害獣被害防止対策事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）
-------	---------------------------------

国補・県単別	国補	分類	7-22
事業実施主体	地域協議会、市町村等		

県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2785
関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援する。	1 ソフト対策 (1) 事業内容 ①生息状況調査、被害状況調査 ②箱わな等、捕獲機材の導入 ③犬等を活用した追い払い ④放任果樹の除去 ⑤緩衝帯の整備 ⑥捕獲等に関する研修 ⑦ICT等を用いた危害軽減に確実に結びつく新技術実証 ⑧捕獲を含めたサルスの複合対策 等	留意事項	平成21年までは「鳥獣害防止総合対策事業」として、国から地域協議会等へ直接交付していたが、22年度から県経由で交付することになった。 鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画が作成済み又は事業に着手するまでに作成が確実な市町村が対象で、国が指定する期間内に事業要望することが必要。	
	根拠法令等			鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領	補助対象事業・補助基準等
申請時期・手続き等	4 計画承認・内示 補助金交付申請 補助金交付決定 5 6 7 8 9 10 11 12 1 実績報告 2 確認検査 3 額の確定	補助率・額	1 ソフト対策 国50%以内 (新規に事業を実施する市町村は200万円以内定額、鳥獣被害対策実施隊の取組は最大で300万円以内定額) 2 ハード対策 国50%以内 (侵入防止柵については、国50%以内または、資材費相当の定額) (条件不利地域は55%以内)	事例等	対象市町村等数 ※ 実施市町村等数(6年度) 27
				備考	※補助要件に該当するもの 農地を持つ市町村で、「鳥獣被害防止特措法」にある被害防止計画を定めていることが条件となる。 浦安市を除く。

助成事業名	獣害と戦う農村集落づくり事業
-------	----------------

国補・県単別	県単	分類	7-23
事業実施主体	地域協議会等		

県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2785
関係省庁名					

事業の目的・概要	獣害の発生地域において、農村集落が集落ぐるみで徹底駆除を目標に捕獲や防護に取り組む活動及び人材育成を支援する。		1 事業内容 ・農作物等の被害状況及び有害獣の出没状況の把握 ・被害対策計画の策定 ・被害対策の実施（捕獲・防護・生息環境整備） ・成果、課題の取りまとめ及び周辺地域への普及	留意事項		
	根拠法令等	獣害と戦う農村集落づくり事業補助金交付要綱 獣害と戦う農村集落づくり事業実施要領			2 事業主体 市町村有害鳥獣対策協議会又はその市町村有害鳥獣対策協議会の構成員、その他知事が認める団体。	
申請時期・手続き等	4	実施計画・交付申請 交付決定	補助対象事業・補助基準等	事例等	令和4年度実績 実施地区数：8 富里市新橋地区、富里市中沢地区、勝浦市 杉戸地区、大網白里市 小西地区、東金市 油井黒田地区、佐倉市 宮本地区、成田市 北須賀地区、南房総市 荒川地区	
	5				令和5年度実績 実施地区数：8 大網白里市 小西地区、東金市 油井黒田地区、佐倉市 宮本地区、成田市 北須賀地区、南房総市 荒川地区、旭市 上永井地区、鴨川市 奈良林地区、勝浦市 市野川地区	
	6				令和6年度実績 実施地区数：8 旭市 上永井地区、鴨川市 奈良林地区、勝浦市 市野川地区、印西市 岩戸地区、佐倉市 大佐倉地区、東庄町 平山地区、長柄町 上味庄地区、南房総市 大貫地区	
	7				対象市町村等数	※
	8	実施市町村等数（6年度）			8	
9	実績報告書・確認検査	補助率 定額 500千円/地区 ※2年間継続可	備考	※補助要件に該当するもの 農地を持つ市町村で、市町村有害鳥獣対策協議会を設置していること、「鳥獣被害防止特措法」にある被害防止計画を定めていることが条件となる。浦安市を除く。		
10						
11						
12						
1						

助成事業名	農地耕作条件改善事業
-------	------------

国補・県単別	国補	分類	7-24	県主管課	農地・農村振興課	室等	農地集積推進室	内線	2848
事業実施主体	都道府県・市町村・農業者の組織する団体（土地改良区、農業協同組合等）			関係省庁名	農林水産省（関東農政局 農村振興部 農地整備課）				

事業の目的・概要	農地中間管理機構を介した担い手への農地集積・集約化による農業経営の規模拡大や、稲作等から高収益作物への転換による高付加価値化を目的とする。 既に区画が整備されている農地の区画拡大や、暗渠排水の整備等、農業者の自力施工を活用した簡易な農地整備へ定額助成するほか、農地・農業水利施設の小規模な補修等、きめ細やかな整備に対し、定率助成する。		補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	<ポイント> 1 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する農用地区域のうち、地域計画を策定した区域であること。 2 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の取組が向上すること。 3 1地区あたり200万円以上 4 受益者数2者以上	留 意 事 項
	根拠法令等	・農地耕作条件改善事業交付金交付要綱 ・農地耕作条件改善事業実施要綱 ・農地耕作条件改善事業実施要領 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ほか		<事業内容> 1 きめ細かな基盤整備(定率助成) ①農業用排水施設 ②暗渠排水 ③土層改良 ④区画整理 ⑤農作業道（現況作業道の拡幅、舗装） ⑥農地造成 ⑦農用地の保全 ⑧営農環境整備支援（耕作放棄地解消、侵入防止策等）等 2 農地の簡易な整備(定額助成) ①田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） ②田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） ③暗渠排水（間隔10m以下の新設） ④湧水処理 ⑤末端の畑地かんがい施設整備 ⑥土層改良（反転耕、客土、除礫等） ⑦更新整備（用水路・排水路・農作業道等）等	
申請時期・手続き等	4月	・第1回採択申請（採択前年度の3月中旬まで） （採択通知）	補 助 率 ・ 額	1 定率助成 国:50%（※特定農山村等:55%） 県:14%（※機構営の場合:27.5%） 2 定額助成 上欄①:3.5~30万円/10a " ②:16.5~50万円/10a " ③:7.5~22.5万円/10a " ④:12.5~24.5万円/100m " ⑤:13~34.5万円/10a " ⑥:16~31万円/10a " ⑦:8~26万円/10a	事 例 等
	5月	（割当内示） ・補助金交付申請書の提出			
	6月	（補助金交付決定）			令和5年度実施主体 ○県営 2地区 ○農地中間管理機構(千葉県園芸協会) 5地区 ○市町村 2地区 ○農業法人 2地区
	7月	・第2回採択申請（7月中旬まで） （採択通知）			令和6年度実施主体 ○県営 3地区 ○農地中間管理機構(千葉県園芸協会) 1地区 ○土地改良区 1地区 ○市町村 3地区 ○農業法人 1地区
	8月	（割当内示） ・補助金交付申請書の提出			対象市町村等数 ※
	9月	（補助金交付決定） ・第3回採択申請（9月中旬まで）			実施市町村等数（6年度） 6
	10月	（採択通知） （割当内示）			公共事業等債充当可能 （地方負担額の90%） ※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市を除く。）、土地改良区、農業協同組合等
	11月	・補助金交付申請書の提出 （割当内示）			
	12月				
	1月	・遂行状況報告			
	2月				
	3月	・実績報告書の提出 （※事業完了から1ヶ月又は4月10日のいずれか早い期日）			
	4月	・事業達成状況報告書の提出 （※実施要綱参照）			
	5月				

助成事業名	最適土地利用総合対策事業
-------	--------------

国補・県単別	国補	分類	7-25	県主管課	農地・農村振興課	室	農地集積推進室	内線	2862
事業実施主体	都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構			関係省庁名	農林水産省（関東農政局 農村振興部 農村計画課）				

事業の目的・概要	中山間地域等において、将来の土地利用構想を整理し、地域の活性化を図ることを目的とし、地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放の利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、最適な土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援する。		補助対象事業・補助基準等	[実施要件] 1) 市町村、農業者、地域住民が参画すること 2) 原則として、中山間地域等における複数集落を対象とし、都道府県がその対象を選定すること 3) 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地と粗放の利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること 4) 農用地の粗放利用の取組を1つ以上行うこと 5) 農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと 6) 5年間以上粗放利用又は耕作を実施すること（水稻を除く） 7) 営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の作成または作成の見込みがあること		留意事項			
	根拠法令等	・農山漁村振興交付金交付等要綱 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 等					令和6年度実施市町村 実施なし		
申請時期・手続き等	4	第1回申請受付(4月下旬まで) ・事業申請書の提出(計画の承認) ・交付申請書の提出(交付決定)	補助率・額	○ソフト：定額 ・土地利用構想の概定、実証事業、土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組、省力化機械の導入：交付額上限1,000万円/年 ・粗放利用体制整備のうち放牧や蜜源・緑肥作物等の管理経費等：交付額上限10,000円/10a 緩衝帯整備やビオトープ、計画的な植林の管理経費等：交付額上限5,000円/10a ・農用地保全等推進員の措置：交付額上限250万円/年 ○ハード：定率(55%以内)、交付額上限2,000万円/年 放牧に関する整備、蜜源作物等の栽培等に関する整備(刈払、耕起、土壌改良等)、農用地保全のための基盤整備(農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理等)、農用地保全のための農業環境整備(トイレ、農業用ハウス等)	備考	対象市町村等数		※	
	5					実施市町村等数(6年度)		0	
	6	※今後の申請受付の詳細は未定。							
	7								
	8								
9									
10									
11	・土地利用構想の策定(構想の承認)								
12	・整備事業実施								
1	・遂行状況報告書の提出								
2									
3									
4	・年度別事業実施計画の提出								
5									

助成事業名	農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業
-------	-----------------------------

国補・県単別	県単	分類	7-26	県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2858
事業実施主体	外来水生植物が発生している地域内の農業者等で構成される組織			関係省庁名					

事業の目的・概要	地域で保全管理している農業用排水施設において発生する外来水生植物について、農業者等で構成される組織が行う駆除活動等に対し助成し、外来水生植物の定着・拡散を防止する。		補助対象事業・補助基準等	【対象地域】 外来水生植物が発生している地域内又は侵入し拡散するおそれがある地域	留意事項	
	根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律 ・農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業交付要綱 ・農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業実施要領 		【対象者】 対象地域内の農業者等		
申請時期・手続き等	4	予算要望調査	補助率・額	【補助対象施設】 実施主体が保全管理する農業用排水施設等及び農用地	事例等	令和6年度実績 実施地区数：1 東庄町新宿区
	5	交付申請・交付決定		【補助対象】 補助対象施設における外来水生植物の防除に要する経費。なお、運搬・処分等の委託を除いた、駆除等に係る委託費及び人件費、組織運営等に係る経常的な経費は対象外。		
	6			【組織の主な要件】		
	7			・規約を有し、その規約において代表者、会計責任者、内部監査方法が定められていること		
	8			・構成員が3人以上であり、農業者が1人以上いること		
9	・農用地や水路等の保全管理を継続的に行うこと	他				
10	実績報告書・確認検査	補助対象経費の2/3以内	対象市町村等数	53		
11			実施市町村等数（6年度）	1		
12			令和6年度新規事業			
1			備考			
2						
3						
4						
5						

助成事業名	地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業
-------	------------------------

国補・県単別	県単	分類	7-27	県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2858
事業実施主体	一宮川水系流域、作田川水系流域、南白亀川水系流域の市町村			関係省庁名					

事業の目的・概要	令和5年9月の大雨による甚大な被害を踏まえ、一宮川水系流域など、近年、多くの浸水被害が発生している地域を対象に、流域治水の一層の推進を図るため、令和6年度から令和8年度までの3年間で緊急的に田んぼダムの導入に取り組む市町村を支援する。		補助対象事業・補助基準等	【対象地域】 一宮川水系流域、作田川水系流域、南白亀川水系流域の市町村	留意事項	令和6年度実績 実施地区数：2 茂原市早野地区、立野地区				
	根拠法令等	地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業交付要綱 地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業実施要領		【補助対象施設】 一宮川水系流域、作田川水系流域、南白亀川水系流域の水田			【補助対象】 田んぼダムを始める際に必要な堰板や調整管等排水器具の材料費			
申請時期・手続き等	4	予算要望調査	補助率・額	補助対象経費の1/2以内	事例等	備考				
	5	交付申請・交付決定					対象市町村等数	14		
	6								実施市町村等数（6年度）	1
	7									
	8									
9										
10	実績報告書・確認検査	令和6年度新規事業								
11										
12										
1										
2										
3										
4										
5										

助成事業名	元気な地域創出モデル支援事業
-------	----------------

国補・県単別	国補	分類	7-28	県主管課	農地・農村振興課	室	農山漁村発イノベーション班	内線	2963
事業実施主体	都道府県・市町村・地域協議会			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	中山間地域等において、地域の特色を生かした営農と所得の確保に取り組む地区を創出し、事例の横展開を推進するため、地域別農業振興計画に基づく収益力向上や販売力強化等に関する取組やデジタル技術の導入・定着を支援する。		○事業内容 次の取組に関する調査、計画作成又は実証やデジタル技術の導入・定着について、支援する。 (1) 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上 (2) 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 (3) 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践 (4) 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組み合わせによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践 (5) 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援 ○対象地域 特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、指定棚田地域、農林統計上の中間地域等 ○実施期間：最大3年間	留意事項	・中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画へ、取組内容の反映が必要となる。 ・地域協議会の構成員に市町村が含まれない場合は、事業実施区域の存する市町村長の承認を得なければならない。 ・生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っている必要がある。	
	根拠法令等	・千葉県農山漁村振興交付金交付等要綱			補助対象事業・補助基準等	事例等
申請時期・手続き等	4	要望調査（前年度12月） 妥当性協議、計画承認 内示、交付決定	補助率・額	備考	・(1)から(5)の取組を複数組み合わせても良い。 ・取組におけるデジタル技術活用は、必須条件ではない。	
	5					
	6					
	7					
	8					
9						
10	遂行状況報告					
11						
12	遂行状況報告				対象市町村等数 24	
1					実施市町村等数（6年度） 1	
2						
3	実績報告、確認検査額の確定					
4						
5						

助成事業名	環境保全型農業直接支援対策事業（環境保全型農業直接支払交付金）
-------	---------------------------------

国補・県単別	国補	分類	7-29	県主管課	環境農業推進課	室等	みどり・耕畜 連携推進室	内線	2773
実施事業主体	農業者団体等			関係省庁名	農林水産省				

事業概要	環境保全型農業の推進に際して、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、環境保全型農業に取り組み、かつ地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を営む農業者団体等に対して助成する。	1 環境保全型農業直接支払交付金 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い下記営農活動の取組 【全国共通】 ① 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+堆肥の施用 ② 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+緑肥の施用 ③ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+炭の投入 ④ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+総合防除 ⑤ 有機農業の実施 ※主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。 【取組拡大加算】 ⑥ 農業者団体内で新たに有機農業の取組を行う者への指導・助言	留意事項		
	根拠法令等			農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱、同実施要領 千葉県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱	補助対象事業・補助基準等
申請時期・手続き等	<p>4 } 農業者団体等からの申請受付 (市町村) 事業計画 営農活動計画書 交付申請書 (6月末まで)</p> <p>5 } 6 } 7 } 8 } 9 } 内示 交付決定 10 } 11 } 12 }</p> <p>1 } 実施状況報告 実績報告書・額の確定 交付請求・支払 2 } 3 }</p> <p>4 } 営農活動実績報告書 (4月末まで) 5 }</p>	補助率・額	○環境保全型農業直接支払交付金 支援単価 16,000円/10a以内 (国50%、県25%、市町村25%) ※支援内容によって単価は異なる。 ○推進交付金 定額(国100%)	備考	※補助要件に該当するもの市町村(ただし、浦安市を除く。)
				対象市町村等数	※
				実施市町村等数(6年度)	28

助成事業名	「環境にやさしい農業」推進事業
-------	-----------------

国補・県単別	県単	分類	7-30
事業実施主体	農業者団体、農業者		

県主管課	環境農業推進課	室等	みどり・耕畜 連携推進室	内線	2773
関係省庁名					

事業の目的・概要	土づくり等を基本に、化学合成された農薬や肥料の使用を削減する農業者を育成するための技術の導入を支援する事で、「環境にやさしい農業」の取組拡大と技術向上を図る。	補助対象事業	1. 事業の内容 「千葉県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に定めた、有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術等を実践するために必要な機械・施設及び資材等の導入経費の一部を支援する。	留意事項	市町村における「環境にやさしい農業」に関する推進体制が整備されていること。 市町村が特に必要と認める農業者とは ・認定農業者、認定新規就農者 ・または、市町村の地域計画において目標地区に位置付けられた農業を担う者
	根拠法令等		「環境にやさしい農業」推進事業実施要領、同補助金交付要綱		2. 事業主体 「エコファーマー」、「ちばエコ農産物」、「有機 JAS 農産物」又は「みどり認定」の認定を受けている(認定・申請予定含む)、3戸以上で構成される農業者団体又は、市町村が特に必要と認める農業者(1戸1法人含む)
申請時期・手続き等		補助基準	3. 補助対象 ○堆肥等有機質資材導入に必要な機械・施設 ○緑肥作物利用に必要な機械・施設 ○局所施肥に必要な機械 ○有機質肥料施用に必要な機械 ○温湯種子消毒機 ○機械除草機 ○対抗植物の利用に必要な機械 ○土壌還元消毒機 ○熱利用土壌消毒機 ○光利用技術の導入に必要な機械等 ○除草用動物利用に必要な資材 ○天敵等生物農薬に必要な資材 ○被覆栽培に必要な資材 ○フェロモン剤利用に必要な資材 ○イチゴ用炭酸ガス処理機 ○水稻ポット苗移植機 ○果樹白紋羽病治療用温水点滴処理機 ○高能率水田用除草装置	事例等	令和3年度実施市町村(4市、1町) 木更津市、松戸市、匝瑳市、いすみ市、睦沢町
	令和4年度実施市町村(3市) 大網白里市、鎌ケ谷市、九十九里町				
					令和5年度実施市町村(2市) 木更津市、南房総市
					令和6年度実施市町村(2市) 香取市、いすみ市
					対象市町村等数 ※1
					実施市町村等数(6年度) 2
		補助率・額	4. 補助率 (1) 農業者団体 機械・施設：1/2以内 資材等：1/3以内 (2) 農業者(個人・法人) 機械・施設：1/3以内	備考	※1 補助要件に該当するもの市町村(ただし、千葉市、浦安市を除く。)

助成事業名	有機農業拠点創出・拡大加速化事業（旧有機農業産地づくり推進事業）
-------	----------------------------------

国補・県単別	国補	分類	7-31
実施事業主体	市町村等		

県主管課	環境農業推進課	室等	みどり・耕畜連携推進室	内線	2773
関係省庁名	農林水産省				

事業概要	市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画の策定を支援する。	1 事業内容 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援する。	留意事項
	根拠法令等		
申請時期・手続き等	<p>4 } 計画協議 5 } 計画承認・内示 6 } 交付申請 7 } 交付決定 8 } 9 } 10 } 11 } 12 } 1 } 実施状況報告、実績報告書・額の確定 2 } 交付請求・支払 3 } 4 } 5 } 6 } 7 事業実施状況の報告 8 9 事業の評価報告</p>	補助対象事業・補助基準等 2 補助対象となる取組 ① 構想の聴取（農業者、事業者、住民、専門家等からの意見の聴取等） ② 試行的な取組の実施（団地化、集出荷体制の構築、学校給食での利用、量販店での有機コーナー設置、地場での加工品製造等） ③ 実施計画の取りまとめ ④ 検討会の開催（農業者や事業者、消費者、専門家等の関係者を参集した検討会） ⑤ 取組の実践（計画に基づく生産・流通・加工関連や消費関連の取組の実施） 3 事業実施主体 市町村又は市町村が参画する協議会	事例等
	対象市町村等数	※	
	実施市町村等数（6年度）	6	
	4 補助率 定額（機械リース費に係る経費のみ2分の1以内、上限については有機農業実施計画の策定1,000万、有機農業実施計画の実現1年目800万円、飛躍的な拡大産地の創出1,000万円）	備考	※補助要件に該当するもの市町村

助成事業名	ジャンボタニシ防除対策事業
-------	---------------

国補・県単別	県単	分類	7-32	県主管課	環境農業推進課	室	肥料・農薬班	内線	2888
事業実施主体	地域防除対策協議会			関係省庁名					

事業の目的・概要	R2～4年度にジャンボタニシ緊急防除対策事業を実施し、地域ぐるみで取り組む総合的な防除対策の取組が定着しつつある。一方、湿田が多く冬期の耕うんができない、地域外からの耕作者の同意が得られないなど、当該事業を活用できない地域もあった。このため、地域の実情に応じて防除対策を選択できるようにし、取り組む地域の拡大を図る。また、浅水管理の効果を高める、ドローン測量を活用した均平作業など、耕種的・物理的防除の普及を図る。		補助対象事業・補助基準等	1 事業内容 市町村ジャンボタニシ防除対策協議会（以下、「地域協議会」という）を設置し、地域の実情に応じて防除対策を検討、選択、実践する取組に対し助成する。 (1) 助成対象 ・地域協議会の設置経費 ・地域協議会の地区推進員の活動経費 ・防除対策推進ほ場の設置経費 トラップ、浅水管理、ドローン測量による均平作業前後の写真撮影・解析及び均平作業、厳冬期前の耕うん、冬期の重機による共用水路の泥上げ (2) 実施主体 市町村ジャンボタニシ防除対策協議会（構成機関：農業者団体、市町村、農業事務所等）		留意事項		
	根拠法令等	ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付要綱及び実施要領					ジャンボタニシ緊急防除対策事業（令和2年～4年） 令和2年度実施 12市町村（市原市、成田市、印西市、神崎町、匝瑳市、山武市、茂原市、一宮町、長生村、白子町、いすみ市、鴨川市） 令和3年度実施 14市町村（成田市、印西市、神崎町、匝瑳市、山武市、大網白里市、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、長南町、いすみ市、鴨川市） 令和4年度実施 11市町村（佐倉市、八街市、印西市、東庄町、旭市、匝瑳市、山武市、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村） 令和5年度実施 7市町村（成田市、東庄町、旭市、横芝光町、茂原市、一宮町、長生村） 令和6年度実施 4市町村（旭市、横芝光町、一宮町、大網白里市）	
申請時期・手続き等	4	事業計画書提出・審査地区決定	補助率・額	・地域協議会の設置経費（1市町村1協議会） 上限額 50,000円以内/1協議会 ・地区推進員の活動経費 上限額 60,000円以内/1協議会 ・防除対策推進ほ場の設置経費 上限額（10aあたり）トラップ2,000円以内、浅水管理1,000円以内、レーザーレベラーを所有しない農業者が、委託により実施する均平作業15,000円以内、ドローン撮影・均平作業10,000円以内、耕うん1,000円以内、地域独自取組3,000円以内、泥上げ500円/m以内		事例等	対象市町村等数 ※	
	5						実施市町村等数（6年度） 4	
	6						※補助要件に該当するもの	
	7						地域防除対策協議会	
	8							
9		実績報告・確認検査（2～3月）						
10								
11								
12								
1								
2								
3								
4								
5								

助成事業名	有機転換推進事業
-------	----------

国補・県単別	国補	分類	7-33
実施事業主体	市町村等		

県主管課	環境農業推進課	室等	みどり・耕畜 連携推進室	内線	2773
関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	有機農業の取組面積の拡大に向けて、化学的に合成された肥料や農薬を使用する慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定化を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組を後押しするために必要な経費を支援する。	補助対象事業・補助基準等	1 事業内容 国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費を支援する。	留意事項 既に有機農業を実践している農業者が、同一品目で面積を拡大した場合は本事業の対象とならない。	
	根拠法令等		みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱 千葉県みどりの食料システム戦略補助金交付要綱		2 交付申請者 以下の全ての事項を満たす者。 ①慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者、又は国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者であること。 ②営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること。 ③販売を目的としていること。 ④本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。 ⑤「環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けていること又は成果目標年度までにこれらの認定を受ける予定であること。
申請時期・手続き等		補助率・額	3 事業実施主体 市町村又は市町村が参画する協議会	事例等 令和5年度実施市町村(3市町) 佐倉市、長南町、いすみ市 令和6年度実施市町村(2市) 佐倉市、いすみ市	
			4 交付単価 2万円/10a以内 (ただし、交付申請者の申請に当たっての下限面積は10aとする)		<table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>実施市町村等数(6年度)</td> <td>2</td> </tr> </table>
対象市町村等数	※				
実施市町村等数(6年度)	2				
	8 事業評価報告			備考 ※補助要件に該当するもの 市町村	

助成事業名	農業用排水施設における外来水生植物防除事業
-------	-----------------------

国補・県単別	県単	分類	7-34	県主管課	耕地課	室	事業計画室	内線	2860
事業実施主体	市町村・土地改良区			関係省庁名					

事業の目的・概要	農業用排水施設の操作に支障を来している外来水生植物について、施設管理者が行う効率的な駆除経費等に対し助成し、農業用排水施設の保全と適切な維持管理に努める。		【実施主体】 外来水生植物の被害及び拡散のおそれのある農業用排水施設を所有又は管理する市町村、土地改良区、その他知事が必要と認める者 【対象施設】 外来水生植物の被害及び拡散のおそれのある土地改良区等が管理する農業用排水施設 【採択基準】 外来水生植物の被害及び拡散のおそれのある土地改良区等が管理する農業用排水施設において、外来水生植物の駆除等が必要であると認められる次のいずれかに該当する事業。 1 農業用排水路に繁茂する外来水生植物を駆除する事業 2 用排水機場に繁茂する外来水生植物を駆除する事業 3 用水機場に繁茂する外来水生植物を防除する事業 【対象経費】 1 駆除費（処分費含） 2 測量設計費 3 船舶機械器具費 4 駆除に必要な機械・施設のリース・導入等に要する経費 5 拡散防止に必要なダストフェンス等の購入・設置等に要する経費	留意事項	事例等
	根拠法令等	特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律			
申請時期・手続き等	4	交付申請・交付決定	補助対象事業・補助基準等	事例等	令和5年度実施市町村 栄町（1件） 香取市市和田土地改良区（1件） 両総土地改良区（1件） 令和6年度実施市町村 我孫子市（1件） 長生村（1件） 両総土地改良区（2件）
	5				
	6				
	7				
	8				
9	実績報告書・確認検査	補助率・額	備考	環境省「特定外来生物防除等対策事業（交付金）」の補助裏に本事業を活用することが可能。 上記国庫補助事業活用しない場合は、市町村負担事業費のうち30%を特別交付税措置の対象。	
10					
11					
12					
1					
2	補助対象経費の50%以内	補助率・額	備考	環境省「特定外来生物防除等対策事業（交付金）」の補助裏に本事業を活用することが可能。 上記国庫補助事業活用しない場合は、市町村負担事業費のうち30%を特別交付税措置の対象。	
3					
4					
5	実績報告書・確認検査	補助率・額	備考	環境省「特定外来生物防除等対策事業（交付金）」の補助裏に本事業を活用することが可能。 上記国庫補助事業活用しない場合は、市町村負担事業費のうち30%を特別交付税措置の対象。	
1					
2					
3	実績報告書・確認検査	補助率・額	備考	環境省「特定外来生物防除等対策事業（交付金）」の補助裏に本事業を活用することが可能。 上記国庫補助事業活用しない場合は、市町村負担事業費のうち30%を特別交付税措置の対象。	
4					
5					

助成事業名	消費・安全対策交付金
-------	------------

国補・県単別	国補	分類	7-35	県主管課	畜産課	室等	家畜衛生対策室	内線	2938
事業実施主体	都道府県、市町村、農業者団体等			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	農畜水産物の安全性の向上、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止		【事業内容】 1 農畜水産物の安全性の向上 (1) 農薬適正使用・管理の指導・人材育成、農薬残留確認調査の実施 (2) 海洋生物毒のモニタリングのための調査分析 2 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止 (1) 家畜伝染病の監視体制の整備・強化、発生予防、まん延防止対策、畜産物の安全性向上、野生動物の対策強化 (2) 養殖管理体制の整備のための総合推進会議開催、養殖衛生管理指導 (3) 重要病害虫の調査・防除等の手法の確立、実施 3 地域での食育の推進	留意事項		
	根拠法令等	消費・安全対策交付金実施要綱 等			補助対象事業・補助基準等	事例等
等申請時期・手続き	4	・実施計画承認申請 ・実施計画承認 ・内示	補助率・額	備考		
	5	・交付申請 ・交付決定				
	6					
	7					
	8					
9	・変更交付申請（必要な場合） ・変更交付決定					
10	・（翌年度実施計画ヒアリング）					
11	・（翌年度事業計画（案）作成）					
12						
1	・（翌年度事業計画（案）提出） ・（翌年度事業計画の事前協議）	交付率：1/2以内			※補助要件に該当するもの 市町村、農業者団体、任意組合	
2					対象市町村等数 ※	
3					実施市町村等数（6年度） 2	
4	・実績報告 ・額の確定 ・交付金請求（精算払の場合） ・交付金支払					
5						

助成事業名	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
-------	---------------------

国補・県単別	国補	分類	7-36	県主管課	畜産課	室等	企画経営室	内線	2927
事業実施主体	畜産クラスター協議会			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	高収益型畜産経営体制を構築するため、国庫補助事業を活用して、地域の中心的経営体となる畜産農家等の施設整備に対して助成し、当該地域における畜産関連産業の活性化を図る。			留意事項					
	根拠法令等	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領							
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画申請 ・実施計画承認 ・内示 ・交付申請 ・交付決定 	補助対象事業・補助基準等	<p>地域ぐるみで高収益型の畜産経営を目指す体制を畜産クラスターとして認定し、その中心に位置づけられた畜産農家等の経営体の施設整備に対し、国庫補助(1/2以内)を実施する。</p> <p>対象 中心的経営体の収益性向上等に必要施設</p> <p>事業実施主体 畜産クラスター協議会</p> <p>取組主体 畜産クラスター計画に中心的経営体と位置づけられた畜産農家等</p> <p>採択要件 事業要領に定められた畜産クラスター計画認定基準を満たすクラスター計画を作成していること</p>	<p>令和4年度実施市町村等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施協議会数 3団体 ・実施事業数 3事業 <p>令和5年度実施市町村等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施協議会数 1団体 ・実施事業数 1事業 <p>令和6年度実施市町村等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施協議会数 1団体 ・実施事業数 1事業 <p>補助金の流れ(市町村：間接補助) 「国」→「県」→「市町村」→「畜産クラスター協議会」</p>				
						補助率・額	1/2以内	備考	<p>※畜産クラスター協議会数 40団体(令和7年1月末現在)</p> <p>※畜産クラスター協議会の構成員 畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織(コントラクター、TMRセンター等)、畜産関連事業者(乳業者、食肉加工業者等)等</p>
					<table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>実施市町村等数(6年度)</td> <td>1</td> </tr> </table>	対象市町村等数	※	実施市町村等数(6年度)	1
対象市町村等数	※								
実施市町村等数(6年度)	1								

助成事業名	さわやか畜産総合展開事業
-------	--------------

国補・県単別	県単	分類	7-37
実施事業主体	市町村、農協、営農集団、畜産農家		

県主管課	畜産課	室等	環境飼料班	内線	2944
関係省庁名					

事業の目的・概要	家畜排せつ物の適正な管理及び処理を推進し、家畜たい肥の利用促進を図るため、処理施設の機能向上を支援します。	○さわやか畜産総合展開事業（県単） ・対象 ① 良質堆肥生産活用： 堆肥化、液肥化等良質堆肥生産及び利用に必要な施設・機械※ R7年度から搭載型堆肥散布機と一体的整備の場合は積載車の導入も可能 ② 畜産環境負荷軽減： 悪臭対策や汚水処理に必要な施設・機械※ ※単純更新は対象外	留意事項	施設の過大装備及び過剰投資の防止を図り、健全な経営の維持・継続を推進する。	
	また、地域と共存した畜産経営の確立を図るため、臭気低減等の施設整備を支援します。			・事業実施主体 市町村、農協、営農集団、畜産農家 ・採択要件 堆肥生産工程管理チェックシートの内容を実施している、又は5年以内に実施すること。 畜産農家1戸の場合は上記に加えて以下①②を満たすことも条件。 ①認定農業者 ②農業所得が総収入の1/2以上	令和4年度実施市町村等(1市) ○さわやか畜産総合展開事業 旭市 (1事業)
根拠法令等	千葉県畜産振興事業補助金交付要綱 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律			令和5年度実施市町村等(1市) ○さわやか畜産総合展開事業 旭市 (1事業)	
申請時期・手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 4 実施計画協議 5 事業計画書提出 6 翌年度事業要望提出 7 補助金交付申請 8 9 10 11 12 翌年度事業実施ヒアリング 1 実績報告 2 3 4 5 	補助対象事業・補助基準等	事例等	令和6年度実施市町村等(1市) ○さわやか畜産総合展開事業 多古町 (1事業)	
		補助率・額		○さわやか畜産総合展開事業 ①良質堆肥生産活用 1/5以内 (市町村 県補助金の1/2以上) ②畜産環境負荷軽減 1/5以内 (市町村 県補助金の1/2以上)	対象市町村等数 ※ 実施市町村等数(6年度) 1
			備考	※補助要件に該当するもの 市町村、農業協同組合、営農集団、畜産農家	

助成事業名	県産飼料自給体制整備事業
-------	--------------

国補・県単別	県単	分類	7-38	県主管課	畜産課	室等	環境飼料班	内線	2943
事業実施主体	飼料作物生産者集団等			関係省庁名					

事業の目的・概要	高騰する輸入粗飼料から国産飼料への転換を図り、粗飼料自給率の向上及び酪農経営の安定化を図るため、飼料生産に必要なとなる機械等の整備や二期作・二毛作の実施に対する支援を行う。	1 事業内容 ① 飼料の生産面積拡大に必要な機械の導入 対象：飼料播種用機械、飼料収穫用機械、飼料調製用機械、飼料運搬用機械等 要件：飼料生産面積の10ha以上の拡大 ② 飼料の生産性向上に必要な機械の導入 対象：飼料収穫用機械 要件：飼料作物収穫量（乾物収量）の30%以上の向上 ③ 中山間地域での飼料生産に必要な機械の導入 対象：飼料播種用機械、飼料収穫用機械、飼料調製用機械、飼料運搬用機械等 要件：中山間地域での飼料生産面積の1ha以上の拡大 ④ 二期作・二毛作の実施 対象：種子費用、肥料・農薬費用、梱包資材費用等の経費 要件：新規に二期作・二毛作を実施（①～③の補助を受ける場合に限る） 2 事業実施主体 農家3戸以上の団体、認定農業者、飼料作物を生産する民間事業者等	地域の諸条件に適応した技術の確立・普及が図られるよう留意するとともに、機械の整備等に当たっては、飼養頭数、使用頻度、地域実情等を勘案し、過度な投資とならないように十分配慮すること。
	根拠法令等		
申請時期・手続き等	4 5 実施計画協議 6 事業計画書提出 翌年度事業要望提出 7 補助金交付申請 8 9 10 11 12	補助基準等	事例等
	1 翌年度事業実施ヒアリング 2 実績報告 3 4 5		
		補助率・額	備考
		① 1/3 以内（新たに10ha以上の飼料生産面積拡大） 1/2 以内（新たに20ha以上の飼料生産面積拡大） ② 1/3 以内 ③ 1/3 以内 ④ 定額99,000円/ha	※補助要件に該当するもの
			対象市町村等数 ※ 実施市町村等数（6年度） 5

助成事業名	林道開設事業
-------	--------

国補・県単別	国補	分類	7-39	県主管課	森林課	室等	治山・保安林班	内線	2962
実施事業主体	市町村、森林組合等			関係省庁名	林野庁				

事業の目的・概要	民有林における林道網の整備を図るため、必要な林道施設の新設又は改築を目的とする事業。	補助対象事業・補助基準等	1 対象とする林道の種類は、自動車道とし、その構造は林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通達）による。	留意事項	林業の用に供するために新設された林道の利用区域内森林が開発により、森林以外へ転用されたり、新設した林道が他の目的に用途変更されることのないように計画段階での十分な調査検討が必要である。
	2 補助対象路線は、森林法に基づいて知事が策定する地域森林計画に記載された路線であること。		3 当該路線の利用対象となる地域内の森林面積が50ヘクタール以上であり、次式により算出される数値が0.9以上であること。		
根拠法令等	森林・林業基本法、森林法 林業関係事業補助金交付要綱	補助率・額	$V \frac{F_3+F_4}{100F_1+30F_2} + \frac{F_1+F_2}{F_1+F_2}$	事例等	令和4年度実績 実績なし
申請時期・手続き等	4 内示		これらの式において、V、F1、F2、F3 及び F4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。		令和5年度実績 実績なし
	5 交付申請	V：当該林道に係る森林（国有林を除く）の蓄積（単位：立方メートル）	令和6年度実績 実績なし	対象市町村等数	※
	6 翌年度計画概要書提出	F1：当該林道に係る針葉樹の森林（国有林を除く）の利用区域面積（単位：ヘクタール）		実施市町村等数（6年度）	—
	7 翌年度事業ヒアリング	F2：当該林道に係る広葉樹の森林（国有林を除く）の利用区域面積（単位：ヘクタール）	65/100～70/100（但し、財政力指数1.0以上の市町村にあつては、50/100）以内。	備考	※補助要件に該当するもの市町村（ただし、千葉市、習志野市、浦安市を除く。）、森林組合等
	8 予算成立	F3：当該林道に係る人工植栽に係る森林以外の森林（人工造林予定森林（国有林を除く）に限る）の利用区域面積（単位：ヘクタール）	また、間伐林道については、70/100（但し、財政力指数1.0以上の市町村にあつては、55/100）以内		
	9	F4：当該林道に係る林齢が15年以下の人工植栽に係る森林（国有林を除く）の利用区域面積（単位：ヘクタール）			

助成事業名	森林整備事業
-------	--------

国補・県単別	国補・県単	分類	7-40
実施事業主体	市町村、森林組合、NPO法人等		

県主管課	森林課	室等	森林整備班	内線	3630
関係省庁名	林野庁				

事業の目的・概要	森林整備を計画的に推進し、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、もって森林環境の保全に資する。	1 補助対象事業 (1) 森林吸収源対策間伐促進事業【国補】 地球温暖化防止のため森林吸収源対策として森林経営計画・特定間伐等促進計画に即して計画的かつ効率的に行う搬出間伐 (2) 造林・保育事業【国補】 面的なまとまりのある森林において、森林経営計画や協定に基づいて行う造林、下刈等の森林整備 農山漁村地域整備計画に即して行う市民参加による森林の造成や所有森林の市民開放を目的とした森林整備 (3) 竹林拡大防止事業【国補】 竹林化した荒廃森林及び放置竹林を森林に再生するため、跡地への植栽を前提として行う竹林伐採 (4) 災害に強い森づくり事業【国補・県単】 道路・電線等の重要インフラに近接する森林において、風倒木や土砂流出等によるインフラ施設への被害未然防止につながる森林整備を支援 (5) サンプスギ林総合対策事業【国補・県単】 溝腐病の被害を受けたサンプスギ林における被害木等の伐倒・搬出、跡地植林及び運搬への助成 (6) 県単森林整備事業【県単】 国庫補助事業の採択要件に満たない箇所について、国庫補助と一体となつて行う森林整備	留意事項	※計画策定が必要等、諸条件有																												
	根拠法令等			○ 森林・林業基本法 ○ 森林法 ○ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 ○ 林業関係事業補助金交付要綱 ○ 千葉県造林補助事業実施要綱	補助対象事業・補助基準等	令和4年度実施市町村（25市町） 南房総市外24市町	事例等	令和5年度実施市町村（29市町） 南房総市外28市町	令和6年度実施市町村（25市町） 南房総市外24市町																							
申請時期・手続き等	<table border="1"> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>計画</td></tr> <tr><td>8</td><td>内示</td></tr> <tr><td>9</td><td>申請</td></tr> <tr><td>10</td><td>交付決定</td></tr> <tr><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>実績報告</td></tr> <tr><td>4</td><td>支払い</td></tr> <tr><td>5</td><td></td></tr> </table>	4		5				6		7	計画	8	内示	9	申請	10	交付決定	11		12		1		2		3	実績報告	4	支払い	5		2 補助基準等 (1) 事業規模 0.05ha以上(県単森林整備事業等) 0.10ha以上(上記以外) (2) その他事業メニューによる
4																																
5																																
6																																
7	計画																															
8	内示																															
9	申請																															
10	交付決定																															
11																																
12																																
1																																
2																																
3	実績報告																															
4	支払い																															
5																																
	補助率 1/10・4/10・5/10・5.5/10・6.5/10・7/10以内 (事業のメニュー等による)	補助率・額	備考	※補助要件に該当するもの 市町村(ただし、習志野市、浦安市を除く。)、森林組合、NPO法人等																												
				実施市町村等数(6年度見込)	25																											

助成事業名	森林経営計画推進事業
-------	------------

国補・県単別	県単	分類	7-41
実施事業主体	市町村、森林所有者、森林組合等		

県主管課	森林課	室等	森林政策室	内線	3684
関係省庁名					

事業の目的・概要	<p>森林法の改正により、平成24年度から「森林施業計画」制度に代わり、面的なまとまりをもって集約化や路網整備等に関する計画を作成する「森林経営計画」制度が始まった。森林経営計画は地域における自主的かつ計画的な森林整備の推進に必要な不可欠であることから、森林経営計画作成の支援を行う。</p>		<p>森林経営計画を作成するために必要な下記の事業を行うのに要する経費に対して補助する。</p> <p>(1) 森林経営計画作成説明会の開催 (2) 森林経営計画作成の準備 (3) 森林経営計画作成に必要な森林の現況調査 (4) 森林経営計画の作成</p>	留意事項				
根拠法令等	森林法	補助対象事業・補助基準等		事例等	<p>令和4年度実施市町村 (4市、1町) 勝浦市、いすみ市、鴨川市、南房総市、大多喜町</p> <p>令和5年度実施市町村 (4市、1町) 勝浦市、いすみ市、鴨川市、南房総市、大多喜町</p> <p>令和6年度実施市町村 (見込：20市、7町) 千葉市、市川市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、香取市、多古町、匝瑳市、東金市、山武市、芝山町、横芝光町、茂原市、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鴨川市、南房総市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市</p>			
申請時期・手続き等	<p>4</p> <p>5 交付申請</p> <p>6 交付決定</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3 実績報告・交付請求</p> <p>4</p> <p>5</p>		補助率：事業費の1/2以内 補助限度額：森林経営計画作成20,000円/ha(令和5年度以降)		備考	<p>※補助要件に該当するもの市町村(ただし、習志野市、浦安市を除く。)、森林組合、森林所有者等</p> <table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>実施市町村等数(6年度見込)</td> <td>27</td> </tr> </table>	対象市町村等数	※
対象市町村等数	※							
実施市町村等数(6年度見込)	27							

助成事業名	小規模治山緊急整備事業
-------	-------------

国補・県単別	県単	分類	7-42	県主管課	森林課	室等	治山・保安林班	内線	2962
実施事業主体	市町村	関係省庁名							

事業の目的・概要	天然現象による山地災害の復旧に必要な措置を講じ林地の保全を図る。	補助対象事業・補助基準等	天然現象に起因して発生した山地災害の復旧や林地の保全等のために行う治山事業。国庫補助事業に該当しない箇所のうち、以下のいずれにも該当するものを対象とする。 1 保全対象が、人家2戸以上のものまたは、公共施設（学校、官公署、病院、林道等） 2 1箇所の事業費が200万円以上のもの 3 保安林であること（保安林指定見込みを含む）。ただし、地すべり防止区域で実施する地すべり防止事業についてはこの限りではない	留意事項	市町村長は、当該事業施行地の治山台帳を作成し、善良な管理者の注意をもって管理し、その機能の保全に努めるものとする。																															
	根拠法令等				林業関係事業補助金交付要綱 小規模治山緊急整備事業実施要領	令和4年度実施市町村（1市） いすみ市 令和5年度実施市町村（2市1町） 市原市、館山市、横芝光町 令和6年度実施市町村（1町） 長南町																														
申請時期・手続き等	<table border="1"> <tr><td>4</td><td>予算内示</td></tr> <tr><td>5</td><td>交付申請</td></tr> <tr><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>翌年度計画概要書提出</td></tr> <tr><td>9</td><td>翌年度事業ヒアリング</td></tr> <tr><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>予算成立</td></tr> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td></tr> </table>	4	予算内示	5	交付申請	6		7		8	翌年度計画概要書提出	9	翌年度事業ヒアリング	10		11		12		1		2		3	予算成立	4		5		事例等	<table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>実施市町村等数（6年度）</td> <td>1</td> </tr> </table>		対象市町村等数	※	実施市町村等数（6年度）	1
4	予算内示																																			
5	交付申請																																			
6																																				
7																																				
8	翌年度計画概要書提出																																			
9	翌年度事業ヒアリング																																			
10																																				
11																																				
12																																				
1																																				
2																																				
3	予算成立																																			
4																																				
5																																				
対象市町村等数	※																																			
実施市町村等数（6年度）	1																																			
補助率・額	1/3以内	備考	※補助要件に該当するもの市町村（ただし、千葉市を除く。）																																	

助成事業名	宝くじ桜寄贈事業
-------	----------

国補・県単別	その他	分類	7-43
事業実施主体	公益活動をする団体等(市町村含む)		

県主管課	森林課	室等	森林政策室	内線	2951
関係省庁名	(公財)日本さくらの会				

事業の目的・概要	宝くじの社会貢献広報事業による助成を受けて、桜の植栽、育成、保存を図り、豊かな自然環境・生活環境を保全することを目的に桜の若木を配布する事業である。		植栽した桜を育成、手入れ、保存する公益活動団体等に桜若木を配布する事業 [配布対象] 公益活動団体等(市町村、NPO、自治会等) [植栽箇所要件] (1) さくらが周辺の環境とよく調和し、自然景観をより向上させ将来さくら名所になり得る箇所 (2) 植栽計画、手入れ保全体制が整備されている箇所 (3) 原則として新植地 [配布本数] 1箇所あたり、50～450本	留意事項
	根拠法令等	なし		
申請時期・手続き等	4	申請書提出	補助対象事業・補助基準等	事例等
	5			
	6			
	7			
	8			
9	配布先決定	補助率・額	備考	
10				
11				
12				
1	桜若木配布			備考
2				
3				
4				
5				
		令和4年度実施市町村(2町、2団体) 大多喜町、鋸南町		
		令和5年度実施市町村(3町、3団体) 長南町、大多喜町、鋸南町		
		令和6年度実施市町村(1町、1団体) 鋸南町		
		※実施主体は市町村及び、任意団体		
		対象市町村等数	※	
		実施市町村等数(6年度)	1	
		※下記の要件に該当するもの 宝くじ桜を植栽、育成、手入れ、保存し、自然環境、生活環境の保全という公益活動をする団体等(市町村を含む)		

助成事業名	千葉県水産業強化施設整備支援事業
-------	------------------

国補・県単別	国補	分類	7-44	県主管課	水産課	室等	振興班・流通加工班	内線	3045
事業実施主体	市町村、水産業協同組合等			関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	本県水産業を活力ある産業として健全に発展させて行くため、市町村、水産業協同組合等が「浜の活力再生プラン」の取組に位置づけられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に資する施設の整備に要する経費の一部を助成する。			1. 養殖施設 2. 海面資源増殖施設 3. さけ・ます増殖施設 4. 内水面増殖施設 5. ノリ養殖競争力強化に資する施設 6. 漁業共同利用施設 7. 加工流通共同利用施設 8. 利用向上施設 9. 環境改善施設 等	留意事項	本事業は、水産庁長官の承認を受けた「水産業強化支援事業計画」に基づき実施する。	
	根拠法令等	—				補助対象事業・補助基準等	本事業の対象は「水産業強化支援事業計画」に基づいて計画的に行われる共同利用施設整備や水産資源の維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に資する施設整備であって、事業に係る要件は、対象施設ごとに定められている。
申請時期・手続き等	4	内定通知		補助率・額	事例等		令和4年度実施市町村（2市） 船橋市、南房総市
	5	交付申請書提出 交付決定				令和5年度実施市町村（3市） 木更津市、南房総市、いすみ市	
	6	翌年度要望ヒアリング（県）				令和6年度実施市町村（1市） いすみ市	
	8	事業実施				対象市町村等数 ※	
	10	翌年度実施事業 ヒアリング（国）				実施市町村等数（6年度） 1	
12	事業完成		13 / 30以内～6 / 10以内	備考	※補助要件に該当するもの 市町村、水産業協同組合等		
1	実績報告書提出 完成検査 補助金の額の確定						
2	交付請求書提出 補助金交付						
3	翌年度計画書提出						
4							
5							

助成事業名	水産業構造改善施設整備事業補助金
-------	------------------

国補・県単別	県単	分類	7-45	県主管課	水産課	室等	振興班	内線	3051
事業実施主体	市町村、水産業協同組合等			関係省庁名					

事業の目的・概要	本県漁業の構造改善を促進し、水産物の流通の合理化並びに水産加工業の協業化及び経営の合理化を図る、水産業協同組合等に助成を行う。			1. 漁船漁業近代化施設整備事業 2. 流通改善施設整備事業 3. 漁村環境、地域資源活用施設整備事業 4. 公害防止施設整備事業 5. 共販事業促進施設整備事業 等	留意事項	水産業協同組合等が事業を行うのに必要な当該事業に要する経費に対し、市町村がその経費の3/10以上を補助する場合における当該事業に要する経費を助成するもの		
	根拠法令等	—				補助対象事業・補助基準等	令和4年度実施市町村等 該当なし	
申請時期・手続き等	4	補助事業担当者会議			補助率・額		令和5年度実施市町村等（1市） いすみ市	
	5	計画書提出 内示				令和6年度実施市町村等（1市） 銚子市		
	6	翌年度要望ヒアリング				3/10以内	対象市町村等数	※
	7	交付申請書提出 交付決定					実施市町村等数（6年度）	1
	8	事業実施					※補助要件に該当するもの 市町村、水産業協同組合等	
9	事業完成			備考				
10	実績報告書提出 完成検査 補助金の額の確定							
11	交付請求書提出 補助金交付							
12								
1								
2								
3								
4								
5								

助成事業名	水産物ブランド力向上支援事業
-------	----------------

国補・県単別	県単	分類	7-46	県主管課	水産課	室等	流通加工班	内線	3045
事業実施主体	市町村、水産業協同組合等			関係省庁名					

事業の目的・概要	地域の特性を生かした水産物のブランド化を推進し、水産物の認知度を向上させるとともに販売促進を図るため、市町村、水産業協同組合、水産加工業者等が実施する水産物ブランド力向上支援事業に要する経費に対し、補助金を交付する。			1 ブランドチャレンジ支援事業 ①地域水産物のブランド化育成に係る会議、研修に要する経費 ②地域水産物の品質向上等に係る調査研究に要する経費 ③地域水産物の販売促進、PR活動に要する経費 2 千葉ブランド水産物フォローアップ事業 ①認定品のタグ・パッケージ等変更に関する経費 ②認定品の品質向上等に係る調査研究に要する経費 ③認定品の販売促進、PR活動に要する経費 1、2ともに、備品購入に係る経費は補助対象外	留意事項	千葉ブランド水産物フォローアップ事業については、千葉ブランド水産物認定事業者、又は認定事業者の所在する市町村が対象となる。	
	根拠法令等	水産物ブランド力向上支援事業費補助金交付要綱、水産物ブランド力向上支援事業実施要領				事例等	令和4年度実施団体（4団体） 令和5年度実施団体（6団体） 令和6年度実施団体（5団体）
申請時期・手続き等	4	※随時受け付けているため、一例を記載		補助対象事業・補助基準等	事例等		対象市町村等数
	5	補助金説明会					
	6						
	7						
	8						
9	計画書提出		補助率・額	備考	※補助要件に該当するもの市町村、水産業協同組合等		
10	内示						
11	交付申請書提出						
12	交付決定						
1	1/2以内						
2							
3	実績報告書・額の確定・交付請求書・補助金交付						
4							
5							

助成事業名	海業による地域活性化支援事業
-------	----------------

国補・県単別	県単	分類	7-47	県主管課	水産課	室等	振興班	内線	3051
事業実施主体	地域の海業推進協議会等			関係省庁名					

事業の目的・概要	地域における個性や魅力を活かした新たな海業を計画的に推進するために必要となる関係者協議、事業化検討及び計画作成に係る取組を支援し、先行事例の創出により他地域への横展開を図る。			1 漁協、市町村、商工会等による協議会の設立・運営に係る経費 2 経済効果分析や費用分析、先進地事例調査等の実施に係る経費 3 地域の「海業推進事業計画」作成に係る経費	留意事項
	根拠法令等	—			
申請時期・手続き等	4	※一例を記載 補助金説明会		補助対象事業・補助基準等	事例等
	5	計画書提出			
	6	内示			
	7	交付申請書提出			
	8	交付決定			
9			1 / 2 以内	備考	
10					
11					
12					
1					
2			※補助要件に該当するもの 地域の海業推進協議会等		
3	実績報告書・額の確定・交付請求書・補助金交付				
4					
5					
			対象市町村等数	※	
			実施市町村等数（6年度）	2	

助成事業名	地域水産物供給基盤整備事業（魚礁）
-------	-------------------

国補・県単別	国補・県補	分類	7-48
事業実施主体	市町村		

県主管課	漁業資源課	室等	漁場環境整備班	内線	3039
関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	天然礁及び既存漁場を補完・拡充するため、コンクリートブロック等の耐久性構造物を海中に設置し、主に魚類を対象とする魚礁漁場を造成し、沿岸漁家の経営の安定を図る。	採択要件 ・共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場施設の設置をするもの ・共同漁業権の設定されている区域の原則として同一市町村の漁港等の登録漁船隻数の総数が100隻程度以上あること ・計画事業費が3億円を超えるもの	留意事項	天然礁及び既存漁場の分布・利用状況等を充分把握し、魚礁設置に係る増産目標量の根拠を明確にすること。	
	根拠法令等			漁港漁場整備法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱	令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし 令和6年度実施市町村 実施なし
申請時期・手続き等	4 補助金内定通知・実施計画書提出 5 補助金交付申請 補助金交付決定通知 6 翌年度予算概算要求ヒアリング 7 8 9 10 11	補助基準等	事例等	対象市町村等数	21※
	12 翌年度予算実施要求ヒアリング 1 実績報告書提出・額の確定・補助金請求書提出・補助金交付 2 3 4 5			補助率・額	5/6以内 内訳 国・3/6 県・2/6
			備考		

助成事業名	淡水魚かい類種苗放流事業
-------	--------------

国補・県単別	県単	分類	7-49
事業実施主体	漁業協同組合		

県主管課	漁業資源課	室等	資源管理班	内線	3037
関係省庁名					

事業の目的・概要	内水面漁業資源の維持増大を図るため、漁業協同組合等が行う種苗放流事業に対し助成する。	1 事業内容 内水面の漁業協同組合等が実施する、フナ、ウナギ、アユ等の種苗やワカサギ卵の放流事業に対し助成を行う。 2 補助の対象 ①市町村又は千葉県内水面漁業協同組合連合会が淡水魚かい類種苗放流事業を行うのに要する経費 ②内水面の漁業協同組合又は淡水魚養殖生産組合が淡水魚かい類の種苗放流事業を行うのに要する経費に対し、市町村がその経費の3分の1以上を補助する場合における当該補助に要する経費	留意事項	
	千葉県栽培漁業振興総合対策事業補助金交付要綱			
根拠法令		補	事	
申請時期・手続き等	4 実施計画書提出・補助金内示通知 5 補助金交付申請書提出 6 補助金交付決定通知	助	例	
	7 8 9 10 11 12			
申請時期・手続き等	1 2 3 実績報告書提出・額の確定・補助金請求書提出・補助金交付 4 5	基	等	
		1 / 3以内	備考	
			令和4年度実施市町村 (14市町15件) 松戸市、多古町外12団体 事業費 17,032千円 令和5年度実施市町村 (14市町16件) 松戸市、多古町外12団体 事業費 18,542千円 令和6年度実施市町村 (14市町16件) 松戸市、多古町外12団体 事業費 20,498千円	
			対象市町村等数	14
			実施市町村等数(6年度)	14
			※対象市町村等数は、事業計画を提出した市町村等数に基づいている。	

助成事業名	外海砂浜性貝類種苗放流事業
-------	---------------

国補・県単別	県単	分類	7-50
事業実施主体	漁業協同組合		

県主管課	漁業資源課	室等	資源管理班	内線	3037
関係省庁名					

事業の目的・概要	<p>チョウセンハマグリ等の外海砂浜性貝類の維持増大を図るため、漁業協同組合等が実施する種苗放流事業に対し助成する。</p>	<p>1 事業内容 漁業協同組合等が実施するチョウセンハマグリ等の外海砂浜性貝類の種苗放流事業に対して助成を行う。</p> <p>2 補助の対象 ①市町村が当該種苗放流事業を行うのに要する経費 ②漁業協同組合が当該種苗放流事業を行うのに要する経費に対し、市町村がその経費の2分の1以上(チョウセンハマグリ以外の貝類は3分の1以上)を補助する場合における当該補助に要する経費</p>	留 意 事 項				
	<p>千葉県栽培漁業振興総合対策事業補助金交付要綱</p>						
根拠法令		業 ・ 補 助 基 準 等	事 例 等				
	<p>4 実施計画書提出・補助金内示通知</p> <p>5 補助金交付申請書提出</p> <p>6 補助金交付決定通知</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p>						
申請時期・手続き等		補 助 率 ・ 額	備 考				
	<p>1 実績報告書提出・額の確定・補助金請求書提出・補助金交付</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>						
		1 / 3 又は 1 / 2 以内	<p>令和4年度実施市町村 (3市町4件) 鴨川市、旭市、九十九里町 事業費 2,320千円</p> <p>令和5年度実施市町村 (3市町4件) 鴨川市、旭市、九十九里町 事業費 2,320千円</p> <p>令和6年度実施市町村 (3市町4件) 鴨川市、旭市、九十九里町 事業費 2,320千円</p> <table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>実施市町村等数(6年度)</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>※実施市町村は、要望調査の結果をもって決定している。</p>	対象市町村等数	10	実施市町村等数(6年度)	3
対象市町村等数	10						
実施市町村等数(6年度)	3						

助成事業名	海岸保全施設整備事業
-------	------------

国補・県単別	国補	分類	7-52
事業実施主体	市町村（海岸管理者）		

県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	国民経済上及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため(高潮対策)又は貴重な国土を海岸侵食から守るため(侵食対策)、海岸保全施設の新設・改良等を行う事業。 海岸保全施設の経年劣化や損傷による機能低下の対策として、長寿命化計画の策定や老朽化対策を行う事業(老朽化対策)	採択基準 ・高潮、浸食対策 高潮・波浪・津波(高潮対策)、又は侵食(侵食対策)による被害が発生するおそれの大なる海岸であり、防護面積・防護人口が1km当たり、5ha以上又は50人以上を基準とする。 総事業費は市町村営で1億円以上であること。 ・老朽化対策 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。ただし海岸保全施設の新設又は平成32年度までに事業に着手する場合には、長寿命化計画の策定を条件としない。 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であり必要性が認められ、事業計画が策定されていること。 総事業費は市町村営で2,500万円以上であること。 長寿命化計画の策定は平成32年度まで策定すること。	留意事項	令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし 令和6年度実施市町村 実施なし						
	地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱				事業例等					
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 5 交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 10 11 第一回内示変更(その都度) 12 最終内示変更 1 翌年度予算実施計画ヒアリング 2 3 予算成立 4	補助基準等	備考	対象市町村等数	8					
				実施市町村等数(6年度)	—					
		(単位：%)		一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90% ※補助対象： 市町村（海岸管理者に限る。）						
		<table border="1"> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>50</td> <td>32.5</td> <td>17.5</td> </tr> </table>	国	県	地元	50	32.5	17.5		
国	県	地元								
50	32.5	17.5								

助成事業名	海岸環境整備事業
-------	----------

国補・県単別	国補	分類	7-53
事業実施主体	市町村（海岸管理者）		

県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> 国土の保全とあわせて、海岸部において、より海浜利用が増進される機能の整備を図る事業。 著しい侵食に対して養浜の実施により前浜を回復する事業。 階段工と一体として遊歩道又は植栽を単年度若しくは2箇年施行で整備し、効果を発揮できる事業、海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備する事業。 自然環境との調和、個性ある地域づくりに資する事業。 広域的な一連の海岸において多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画の策定及び施設の新設、改良を行う事業。 	補 助 対 象 事 業	<p>採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺に公営の公園等の施設のある区域又は計画中の区域において、より海浜利用が増進される機能が発揮できる必要最小限のもの。また、本事業で造成された施設等は地方公共団体が一元的に管理運営できるものであること。総事業費が1億円以上であること。 侵食傾向が著しく海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難である海岸、また、海岸施設の設置に環境上の制約がある海岸であること。総事業費が1億円以上であること。 既設の海岸保全施設があり、海水浴等の利用が高い海岸であること。総事業費が1千万円以上であること。 国指定文化財の史跡、景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸、または国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るための改良を行う事業であること。総事業費が1億円以上であること。 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化、海岸の観光資源としての魅力を向上させることなど、施設の特徴を生かした自主的・戦略的取組を推進するものであること。総事業費が1億円以上であること。 	留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年度から駐車場整備が認められた。 平成4年度から緑地・広場整備が認められた。 						
	<p>地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金 交付要綱</p>		<p>令和4年度実施市町村 実施なし</p> <p>令和5年度実施市町村 実施なし</p> <p>令和6年度実施市町村 実施なし</p>								
申請時期・手続き等	<p>4 予算内定通知 事業計画ヒアリング</p> <p>5 交付申請</p> <p>6 翌年度概算要求</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10 第一回内示変更（その都度）</p> <p>11</p> <p>12 最終内示変更</p> <p>1 翌年度予算実施計画ヒアリング</p> <p>2</p> <p>3 予算成立</p> <p>4</p>	補 助 基 準 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>	国	県	地元	1/3	1/3	1/3	事 例 等	<p>対象市町村等数</p> <p>8</p>
	国			県	地元						
1/3	1/3	1/3									
<p>実施市町村等数(6年度)</p> <p>—</p>	<p>一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90% ※補助対象： 市町村（海岸管理者に限る。）</p>										

助成事業名	漁業集落環境整備事業
-------	------------

国補・県単別	国補	分類	7-54
事業実施主体	市町村		

県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	漁業集落等における生活環境の改善や防災安全の確保等を総合的に図るため、衛生関連施設や防災関連施設の整備事業を行う。	採択要件 ①人口 300 人 [集落排水施設は 100 人] 以上、5,000 人以下 (ただし、離島、辺地等の条件不利地域は 50 人以上、5,000 人以下) ②漁業依存度又は漁家比率が第 1 位の集落 (このほか、集落排水施設については水質汚濁の防止を図る必要性が高い水域に面する集落を含む) ③全体事業費が 3 千万円以上のもの	留意事項	調査費補助あり。					
	根拠法令等			地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱	事例等	令和 4 年度実施市町村 実施なし 令和 5 年度実施市町村 実施なし 令和 6 年度実施市町村 実施なし			
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 5 交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 10 第一回内示変更 (その都度) 11 12 最終内示変更 1 翌年度予算実施計画ヒアリング 2 3 予算成立 4	補助基準等	補助率・額	(単位：%)					
				<table border="1"> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>50</td> <td>15</td> <td>35</td> </tr> </table>	国	県	地元	50	15
国	県	地元							
50	15	35							
				対象市町村等数	15※				
				実施市町村等数 (6 年度)	—				

助成事業名	漁港環境整備事業
-------	----------

国補・県単別	国補	分類	7-55
事業実施主体	市町村		

県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、緑地、防災施設、休憩所等の整備を行う。	補助対象事業	採択要件 ①全体計画面積が2,500㎡以上、ただし、第1種漁港及び第2種漁港については1,200㎡以上であるもの。 ②全体事業費が5千万円以上であるもの。	留意事項							
	根拠法令等					地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱					
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 5 交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 10 第一回内示変更(その都度) 11 12 最終内示変更 1 翌年度予算実施計画ヒアリング 2 3 予算成立	補助基準等		事例等	令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし 令和6年度実施市町村 実施なし						
					対象市町村等数	15※					
		補助率・額	(単位：%) <table border="1"> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>50</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </table>	国	県	地元	50	25	25	備考	一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90% ※対象市町村等数は、行政区域内に漁港が存在する市町村数
国	県		地元								
50	25	25									

助成事業名	漁村再生交付金
-------	---------

国補・県単別	国補	分類	7-56
事業実施主体	市町村		

県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	近年の漁場環境の悪化、漁業資源の減少、過疎化・高齢化の進展等により地域全体の活力が低下しており、このような課題に柔軟に対応し、地域の創造力を生かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進する。	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	事業内容 漁村再生計画に基づき、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤と漁村の生活環境施設の総合的な整備	留 意 事 項							
	事業種目 漁港施設整備、漁場造成、水域環境保全、漁港環境施設整備、漁業集落環境施設整備、地域創造型整備		総事業費は1億円以上12億円以下								
根拠法令等	地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱										
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 5 交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 10 11 第一回内示変更（その都度） 12 1 最終内示変更 2 翌年度予算実施計画ヒアリング 3 予算成立 4			事例等	令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし 令和6年度実施市町村 実施なし						
					対象市町村等数 15※ 実施市町村等数（6年度） —						
		補助率・額	(単位：%) <table border="1"> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>50</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </table>	国	県	地元	50	25	25	備考	・一般公共事業債充当可能（地域創造型整備等を除く。） 地方負担額の概ね90% ※対象市町村等数は、行政区域内に漁港が存在する市町村数
国	県	地元									
50	25	25									

助成事業名	水域環境保全創造事業
-------	------------

国補・県単別	国補	分類	7-57
事業実施主体	市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会		

県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために行う。	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	事業内容 たい積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善 事業種目 浚渫、作れい、耕うん、客土、覆土等、海水交流施設（水路等）の設置、着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟の造成（干潟及び区画施設）並びにこれらに関連する事業及び漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のための浚渫事業、導水事業及び耕うん事業、水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備 総事業費は1千万円以上	留 意 事 項							
	根拠法令等		地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱								
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 5 交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 10 11 第一回内示変更（その都度） 12 最終内示変更 1 翌年度予算実施計画ヒアリング 2 3 予算成立 4	補 助 率 ・ 額	(単位：%) <table border="1"> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>50</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </table>	国	県	地元	50	25	25	事 例 等	令和4年度実施市町村等 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし 令和6年度実施市町村 実施なし
	国		県	地元							
50	25	25									
		対象市町村等数	※	実施市町村等数（6年度）	—						
			一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90% ※補助要件に該当するもの 市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会	備 考							

助成事業名	漁港機能増進事業
-------	----------

国補・県単別	国補	分類	7-58
事業実施主体	市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会		

県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取組を推進する。	補助対象事業	事業内容 漁港の利用者や生産者の就労環境の改善や漁港施設の有効活用など、漁港施設の増進を図る。	留意事項							
	事業種目 1. 省力化・軽労化・就労環境改善施設（岸壁・用地等の屋根、防風防雪防暑施設、浮体式係船岸等） 2. 有効活用促進施設（港内の増養殖施設、用地舗装、岸壁等の施設の改良等） 3. 安全対策向上施設（津波バリア施設、避難はしご等）その他海岸保全施設										
根拠法令等	地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱	補助基準等		事例等	令和4年度実施市町村等 実施なし						
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 5 交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 10 11 第一回内示変更（その都度） 12 最終内示変更 1 翌年度予算実施計画ヒアリング 2 3 予算成立 4				令和5年度実施市町村 実施なし						
					令和6年度実施市町村 実施なし						
					対象市町村等数 ※						
					実施市町村等数等（6年度） —						
		補助率・額	（単位：％） <table border="1"> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>50外</td> <td>未定</td> <td>未定</td> </tr> </table>	国	県	地元	50外	未定	未定	備考	一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90％ ※補助要件に該当するもの 市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会
国	県	地元									
50外	未定	未定									

助成事業名	水産物供給基盤機能保全事業
-------	---------------

国補・県単別	国補	分類	7-59
事業実施主体	市町村		

県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	経年変化により老朽化の進行した施設が増加していることから、計画的な取り組みにより、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を行う。	採択基準 (1) 計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの (2) 第1種又は第2種漁港であっては、1地域当たりの港勢が次のいずれかを満たすもの ・利用漁船の実隻数が50隻程度以上 ・登録漁船隻数が50隻程度以上 ・陸揚げ金額が1億円程度以上	留意事項
	根拠法令等		
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 5 交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 10 第一回内示変更(その都度) 11 12 最終内示変更 1 翌年度予算実施計画ヒアリング 2 3 予算成立 4	補助対象事業 補助基準等 補助率・額	事例等
			対象市町村等数 ※
			実施市町村等数(6年度) 7
			一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90% ※補助要件に該当するもの 市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会
			備考

(単位：%)

国	県	地元
50	0	50